

平成 31 年

三重県議会定例会会議録

(2 月 26 日)
(第 5 号)

第 5 号
2 月 26 日

平成31年

三重県議会定例会会議録

第 5 号

○平成31年2月26日（火曜日）

議事日程（第5号）

平成31年2月26日（火）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第1号及び議案第2号
〔委員長報告、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第1号及び議案第2号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	48名		
1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫

9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	濱井	初男
14	番	木津	直樹
15	番	田中	祐治
16	番	野口	正生
17	番	石田	成生
18	番	彦坂	公之
19	番	大久保	孝栄
20	番	東	豊
21	番	山内	道明
22	番	吉川	新
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	小林	正人
28	番	服部	富男
29	番	津田	健児
30	番	中嶋	年規
31	番	村林	聡
32	番	長田	隆尚
33	番	奥野	英介
34	番	今井	智広
35	番	日沖	正信
36	番	前田	剛志

37	番	舟 橋	裕 幸
38	番	三 谷	哲 央
39	番	中 村	進 一
40	番	青 木	謙 順
41	番	中 森	博 文
43	番	前 野	和 美
44	番	水 谷	隆
45	番	山 本	勝
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	舘	直 人
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也
書 記 (議事課長)	佐 藤 史 紀
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課主幹)	松 本 昇
書 記 (議事課主任)	中 西 孝 朗

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信 一 郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	福 永 和 伸
戦略企画部長	西 城 昭 二
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	田 中 功
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	鈴 木 伸 幸
農林水産部長	岡 村 昌 和
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	長谷川 耕 一
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	山 本 進
警 察 本 部 長	難 波 健 太
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹
人事委員会委員長	竹 川 博 子
人事委員会事務局長	山 口 武 美

選挙管理委員会委員

中西 正 洋

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

午前10時0分開議

開 議

○議長（前田剛志） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（前田剛志） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る2月20日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第1号及び議案第2号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で、報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
1	平成30年度三重県一般会計補正予算（第3号）
2	平成30年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成31年2月22日

三重県議会議長 前田 剛志 様

予算決算常任委員長 津村 衛

質 問

○議長（前田剛志） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。18番 彦坂公之議員。

〔18番 彦坂公之議員登壇・拍手〕

○18番（彦坂公之） 皆さん、おはようございます。昨年4月より、大人の事情で会派能動に所属しております鈴鹿市選出の彦坂公之でございます。議長のお許しをいただきましたので、最後の一般質問をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

先日、この一般質問の話を後ろに座ってみえます石田議員にしましたら、エンディングノートかと言われまして、まさにエンディングノートというのは、最後の希望を伝えるために書き記すものだというふうに伺っておりますので、そのとおりということであります。

それでは、通告に従いまして順次質問に入ってまいりたいと思います。

まず、三重県における人口減少についてであります。このことにつきましては、これまで多くの議員の皆様方から取り上げられた内容であります。平成31年度は、この27年度に策定されました三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年として仕上げということであります。いよいよ次のステージに向けて見直しに作業に取りかかると伺っておりますので、質問をさせていただきます。

さて、先月総務省統計局から住民基本台帳人口移動報告2018年報が出されました。その数字をもとに社会減にフォーカスして伺いたいと思います。

まず、こちらのパネルをごらんください。（パネルを示す）三重県における転出超過数、転入者数、そして転出者数、総務省統計局のデータを、これは戦略企画部が作成いただいたものをもとに昨年の数字を加えさせていただきました。一番上の青のグラフですが、これが転出者数であります。若干の山谷はあるものの、3万人程度で推移しているということでございます。ちょっと見にくいですが、真ん中のグラフ、オレンジですが、転入者数。こ

ちらは2万5000人前後でずっと推移しているということでもあります。この中にはオール三重で取り組んでいただいております移住政策の成果も反映しておるんだらうと思いますけども、大多数が就職とか、あとは転勤等によって出たり入ったりということでもあります。

転出から転入を差し引きましたものが、この一番下の赤のグラフですね。転出超過数です。2年連続で4000人を超えてるということでもあります。県外への流出に歯どめがかかっていないということでもあります。特に、もう既に皆さん分析は済んでいるんだらうと思いますけども、15歳から28歳までの若者が8割を占めているということでもあります。これは全国的なトレンドなんですけども、残念ながら若者流出県のグループの一つに本県もなっているのが実態です。

若者の県内定着に向けた取組ということでは、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略本部におきまして、若者県内定着緊急対策会議を設置しながら、力強く進めていただいておりますが、残念ながら結果が出ていないのが現実であります。

そこで鈴木知事に伺います。この2018人口移動結果を捉えて、現状をどう考えておられるか。

また、西城戦略企画部長には、先ほど述べたとおり、2020年からいよいよスタートします新しい三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略にこれまでの検証結果をどう反映していくのかをお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 人口流出の現状について答弁させていただきます。

その前に、彦坂議員におかれましては、これまで産業振興、スポーツ振興など、県政に多大な御尽力いただきましたこと、心から敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、述べたいと思います。1月に公表されました住民基本台帳人口移動報告によりますと、平成30年の本県への転入者数は3年ぶりに増加に転

じ、15から29歳までの若者の転出超過数が減少しています。

一方で、全体の転出超過数は2年続けて4000人を超え、依然として若者がその約8割を占める状況が続いています。

また、本県の転出先、転入元は、ともに愛知県が最も多く、転出超過数は2300人であり、愛知県への転出超過は平成26年以降4年連続で増加しています。

全国の状況を見ますと、東京圏1都3県以外では、愛知県、大阪府、福岡県のみが転入超過で、そのほかの40道府県では全て転出超過となっています。名古屋圏3県は、本県からは転入超過となっていますが、全体としては転出超過です。大阪圏2府2県においても、平成25年以降6年連続の転出超過となっています。

一方、東京圏では、転入超過が平成8年以降23年連続で、前年と比較して1万5821人拡大し約14万人となっています。国を挙げて地方創生に取り組まれています。東京一極集中は残念ながら改善されていません。

平成31年度は、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度であり、平成31年度三重県経営方針案において、五つの柱の一つに若者の県内定着を位置づけ、しっかりと取り組んでいくこととしています。

例えば、南部地域の高校生を対象に昨年12月に実施したアンケートでは、約8割の高校生が、地域に住み続けたい、あるいは将来的に地域に戻ってきたいと考えていること、また、地域のことが好きであることと、将来的に住みたい、戻りたいと思う気持ちの間には強い相関関係があることが示されています。これらも踏まえ、小・中学生や高校生を対象として、新たに、地域の課題解決や地域の魅力を発掘する取組を進めます。

人口減少対策は、一朝一夕に解決できないテーマであり、息の長い取組が必要です。

今回の結果に明るい兆しはあるものの、転出超過数は過去10年間で最多となる厳しい状況であることから、一層の危機感を持って着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） 私から、社会減対策のこれまでの検証と今後の取組についてお答えをさせていただきます。

本県におけます近年の人口の社会減は、若者の就職や進学に伴います転出の増加や、子育て世代を中心とした働く世代の転勤に伴う転入の減少が大きな要因と考えております。こうした状況につきましては、先日公表されました昨年の人口移動報告を見ても、基本的には変わりはないものと捉えております。

そこで、若者を中心とした社会減対策といたしまして、県内におけます大学等高等教育機関の魅力の向上、あるいは仕事の創出、また子育て世代が安心して働き続けられる職場環境の整備などに注力して取り組んでまいりました。

このような取組が、先ほど知事からも答弁がありましたが、若者の転出超過数の改善などに一定はつながりつつあるものと思っておりますが、依然として転出超過数の多くを若者が占めている状況に変わりはありません。

若者の就職に関しましては、大変な人手不足が続いておりまして、県外の企業からの吸引力といいましようか、非常に強くなっている中で、県内の大学等高等教育機関の関係者の皆様の御尽力にもかかわらず、卒業生の県内企業等への就職率は横ばいにとどまっております。

また、これまで県内への就職率が高かった高校生につきましても、就職を機に愛知県をはじめとする県外へ転出する割合が平成27年以降、徐々にではありますが、高まりつつある状況でございます。

知事から答弁いただきました小中高校生へのキャリア教育の取組のほか、引き続き高等教育コンソーシアムみえを通じて、また、先日四日市市に拠点を設けていただきました東京大学などと共同で県内の高等教育機関の連携を図り、進学時に選ばれるよう魅力の向上を促してまいります。

また、今年度新たに就職支援協定を締結いたしました4校を含む県外の協定締結大学との連携強化などによりまして、県内の企業の魅力発信などの取

組を一層進め、一旦は県外へ進学をした若者たちの県内への就職を促してまいります。

議員からも冒頭に御紹介いただきましたように、来年度は、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度となります。これまでの取組につきまして、毎年作成しております検証レポート、この案を6月に取りまとめまして、三重県地方創生会議や県議会6月定例会議において御議論いただき、効果的な検証をした上で、平成31年度三重県経営方針案等でお示しをいたしました働く場づくり、ひとづくり、きっかけづくりの三つの観点から、全庁挙げて人口減少対策に取り組んでまいります。

加えまして、これまでの取組の検証結果や先日の人口移動報告の中で、例えば若者の転出超過数に占める女性の割合がここ2年ほど高まって現在6割を女性が占めているというような状況でございます。そういった新たな課題とまいしょうか、そういったことについての検討も加えまして、次期のまち・ひと・しごと創生総合戦略に向けました見直し、検討作業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔18番 彦坂公之議員登壇〕

○18番（彦坂公之） 一通り答弁をいただきました。先ほどデータをもとにちょっとお話しさせていただきましたけども、短絡的にここのデータだけをとってというよりも、やっぱり長いスパン、長いレンジで考え、しかも複眼的にこういうデータを分析してきちっと手を打っていくということが必要なんだろうと思います。

中身を見てもみますと、非常に若い女性の、先ほどもありましたけども、転出比率が非常に高いということです。2018年のデータで見ますと、本県は男女比が、男性に比べて女性の転出率が1.8倍ぐらいあるんですね。これは36の都道府県が女性の流出のほうが多いということになって、比率が高いということになっておりますけど、三重県はしっかり見ていくと上から6番目ということでもありますので、この辺もポイントとしてしっかり抑えていくとい

うことが重要なんだろうと思います。

先ほど来ありますように、非常に難しい課題で時間がかかるわけでありませうけど、これまで以上に各機関連携をとりながら進めていっていただきたいと思ひます。

ただ、自然減に比べて社会減対策というのは、言い方が正しいかどうかわかりませうけども、結構やることによって結果がレスポンスよく出てくるほうじゃないかなというふうには思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

それと、(資料を示す) 地方創生に関する都道府県のアンケートというのをずっと見させてもらったんですけども、どこの県も似たりよったりで金太郎飴みたいな状況になってます。

ただ、三重県、異彩を放っていたのは、イクメンということでありませうけども、ほかは似たりよったりで、これじゃ競争したところで、地理的な不利、三重県というのはここから絶対動くことがありませうので、非常に厳しいなというふうには感想を持っておりますので、その辺もしっかり検証していただきたいと思ひます。

政策というものは実験室や研究室の実験と違ひまして、実施してみなければわからないものがあります。ただ、効果の出ないもの、例えば、よく指標でKPIなんていうのが用いられてますけども、仮にそれが上がったとしても、本当に求めるものが違う場合はどんどん切り捨てていくというふうな勇氣も必要なんだろうと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

次に、2点目の項に移ってまいりたいと思ひます。三重県地域経済発展の基盤づくりということでありませう。

日本経済は、2012年12月を起点とする景気回復の長さが、いざなぎ景気を超えて昨年末には戦後最長で73カ月に達したということでありませうけども、ただ、経済活動を敏感に観察する人々、景気ウォッチャー調査というんですけど、タクシーの運転手であったりだとか娯楽施設の方、あるいは車のディーラーの方々を対象とする街角景気というものがあるんですけども、この

現状判断では、まだまだ低いということでもありますので、実感なき経済成長が続いているということなんだろうというふうに思います。

一方、三重県の経済は、実質成長率を見ても、2009年以降、最新のデータ2015年まででありますけども、これが東京の7.6%をしのぐ15.0%ということで全国第2位を記録しているということです。特に私の住む北勢地域の産業が中心となって総生産を押し上げているんだろうと思います。これらの産業を支える中小企業、小規模企業の皆さんの貢献が大きく、改めて本県経済の屋台骨を支えているんだろうというふうに思います。

また、有効求人倍率におきましても高い水準で推移しているということでもあります。

ただ、今後ということを見据えてみますと、なかなか世界経済厳しいものがありまして、保護主義的な傾向の高まりであったりだとか、米中貿易摩擦で中国経済の減速、あるいは英国の合意なきEUからの離脱等々、非常に不確実性が高まっておりますし、2019年3月期の通期の各企業の業績予測、これも下方修正に入っている企業も、ちらほら出てきているということでもあります。

このことは県内の産業においても非常に悪さかげんをする可能性もあるわけです。

本県の経済が安定的かつ持続的な成長をなし遂げていくためには、国内の様々なそういった変動要因に耐え得る強固な三重県経済を構築していくことが不可欠であります。強固な三重県経済は、強固な産業なしにあり得ません。強固な産業は、強固な現場なしにはあり得ないわけであります。特に中小企業、小規模企業の強固な現場づくりをサポートする政策推進が不可欠なんだろうというふうに考えてます。

これまで私自身ものづくり企業等の経営者の皆さんといろいろな情報交換をしたり、1月28日に三重県四日市庁舎で行われました北勢地域のみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会、会派3人で傍聴させていただいたんですけども、その中でも各市町あるいは商工団体の皆さんからこういった声が上

がっております。こんなことを参考にしながら何点か質問したいと思います。

まず1点目、人手不足対策についてであります。

このことは全国的な課題でありまして、先週あたりも大手コンビニの24時間営業ができないだとか、あとは人手不足が起因して商品の値上げをするなんていうニュースが報道されました。値上げに関しては今までは原油だとか原材料の高騰での値上げはよく耳にするわけでありまして、人がいないということで値上げをするということは、これまで余り聞いたことがなかったわけでありまして。

雇用経済部が調査していただいておりますけれども、平成30年の三重県事業所アンケートでは、70.3%の企業が人材確保は課題だというふうに答えておりますし、また、69.3%の企業が想定どおり採用できていないということでもあります。先ほど申し上げましたみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会においても参加者から、中小企業製造部門を中心に人手が厳しいと、中小企業の人材確保は大手企業に比べて知名度が低いということもありまして、非常に深刻な状況になって、仮に採用しても定着率が低いということなど、改めて中小企業における人手不足が大きな課題であるということの深刻さを痛感したわけでありまして。

県におかれましても、このことは十分把握しているだろうというふうに思っています。県の人手不足に対する取組の今後の方向性につきまして村上雇用経済部長にお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、人材確保対策についての現状と今後の取組について御答弁を申し上げます。

本県の雇用情勢は、有効求人倍率が高水準で推移する一方、生産年齢人口の減少や、若者、子育て世代の転出超過などにより、県内中小企業では若者を中心に人材の確保が課題となっております。

今後、本県経済が持続的、自立的に発展していくためには、将来の地域社会の担い手でございます若者の県内企業への就職、定着や産業のイノベー

ションを創出する多様な人材の確保が大変重要であると考えております。

こうした考え方のもと、中小企業の魅力をより一層知っていただけるよう、県内中小企業の情報サイト、みえの企業まるわかりNAV Iを活用いたしまして、企業の魅力を発信するとともに、コーディネーターを配置いたしまして、若者と企業の双方に意義のあるインターンシップを実施しております。

また、県外へ進学をいたしました学生に向けては、Uターン就職を促進するため、三重県出身者の多い中部圏、関西圏の県外大学と就職支援協定を締結いたしまして、メールマガジン等で学生に直接就職情報等を届けるほか、都市部において、ふるさと就職セミナーを開催するとともに、東京のええとこやんか三重 移住相談センターにアドバイザーを配置いたしまして、就職相談等を行っております。

今後は、みえの企業まるわかりNAV Iの充実を図るとともに、県内外の学生に、より早い段階で三重県企業の情報に触れてもらえるよう、低学年から県内企業のインターンシップ情報や地元で暮らすことの魅力を発信していきたいと考えてございます。

一方、多様な人材の確保に向けましては、給与や休暇制度などの労働条件が重要でございます。とりわけ若者につきましては、就職先の選択において、働きやすさといった観点がこれまで以上に重要視されております。働き方改革を推進していくことの必要性が高まっていると認識しております。

このため、労働力不足が深刻な業種を対象といたしましたセミナーを開催いたしまして、働き方改革に対する理解を深め、課題の共有を図るほか、働き方改革に意欲的な中小企業にアドバイザーを派遣いたしまして、労働環境の改善などの課題解決に取り組んでいるところでございます。

今後は、先進的な県内企業の取組を地域全体へ展開するため、リーダーとなる企業を育成するとともに、そのリーダー企業が中心となりまして、企業同士が意見交換を行う場を設けるなど、実践的な取組につなげてまいります。

さらに、若者や多様な人材を県内外から幅広く確保していくためには、魅力ある仕事の創出も重要でございまして、そうした取組と合わせて、引き続

き国や高等教育機関等の関係機関とも連携し、県内企業の人材確保にしっかりと取り組んでまいります。

〔18番 彦坂公之議員登壇〕

○18番（彦坂公之） ありがとうございます。しっかり取り組んでいただけるということであります。

時間が非常になくなってきたんで、せつかつなので、こちらのパネルをぐらんください。

（パネルを示す）これは経済産業省が調べた特に確保が課題となっている人材ということでもありますけども、特にこの黄色のゾーンですね。技能人材が足りないということでもあります。

今、教育委員会では、いろんな高等学校を中心に、いろんな情報交換等々、採用に向けて頑張ってもらっておりますけども、県内の中小企業においては、なかなか参加企業の制約もあって、行きたかったんだけど行けないということもありましたので、ぜひ、その辺、開催の仕方を考えるなり、より回数を広げていただきたいと思います。

今、村上部長からいろいろいただきました。特に中小企業の採用方法、うまくできないというところも非常に課題かなと思っておりますので、こういった企業への広報のやり方含めてフォローをよろしくお願ひしたいのと、あと働き方改革の勧めということで、この4月から働き方改革関連法案、八つの法がいよいよ順次改正されていくわけでありますので、主には三重労働局が主担当なんだろうと思いますけども、しっかり連携をとりながらウォッチしていただきたいなと思います。

それともう一つは外国人材ですね。これも4月から改正されて、いろんなところで外国人の方々とともにということなんだろうと思いますけども、今まで外国人の方を雇用したことがない企業、事業所までに多分幅広い状態になっていくんだろうと思いますけれども、本県としても採用に向けて、今までやったことがない、ノウハウがないという企業はたくさんあると思います。県としてもぜひマッチング等々をやっていただきたいと思います。

非常にしゃべり過ぎて時間がなくなりました。次の項に移ってまいりたいと思います。

多様な働き方ということであります。これは、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画にある多様な働き方、ここから抜き取りさせていただきました。

誰もが働き続けることができる職場環境づくりに向けて主体的に取り組んでいって、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、意欲や能力を十分発揮して生き生きと働いてもらおうと。そして、家庭生活や地域での生活を充実していこうというふうな項目であって、具体の事業として障がい者の雇用支援、それと女性及び高齢者の雇用支援、そしてワーク・ライフ・バランスと、これは三つが主たる事業でありますけども、障がい者雇用と女性の雇用、働き方については、非常にいろんな事業に取り組んでいただいております、成果も上がってきているということでありますので、皆さんの取組に敬意を払いたいと思いますけども、一方、高齢者の事業だけ、どうも何をやってるのか、なかなか見えない。私、見えないんですね。そういったことで高齢者の雇用施策ということでは伺いたいと思います。

高齢者の働き方というのは、生きがいだとか健康のため、生活のため、働く理由はいろいろあるんでしょうけども、確実に言えるのは今後、働き続ける人が増えるということであります。その背景にはやっぱり公的年金の支給時期であったりだとか、先ほども述べましたけども、人手不足ということで、新たに貴重な労働力というふうに考えております。

国のほうも、エイジレス社会という非常に難しいですけども、70歳まで働いてもらおうじゃないかということではいろいろ今、策を練っておるらしいですけども、平均寿命が伸びているということで、男性の4人に1人が、女性の2人に1人が90歳以上まで生きるということで、まさに人生100年時代で、70歳まで働けということであります。そのゾーンに入りつつある私にとっては、まいったなあなんて思ってますけども。

65歳を超える高齢者の就業機会の確保に当たっては、幅広い職場を選択肢とすることが多分求められてくるんだろうと思います。

そこで、社会全体で高齢者の活躍、就労を推進していくことは皆さん異論のないところだろうと思いますが、本県の高齢者雇用対策の現状と今後の施策について伺いをいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、高齢者雇用施策の現状と今後の取組について御答弁を申し上げます。

働く意欲のある高齢者が、そのライフスタイルに合わせて、今まで培った知識や技能を活用いたしまして、活躍することができる環境づくりが求められておりまして、年齢にかかわらず活躍し続けることができる生涯現役社会を実現することはより一層重要となっていると認識しております。

このため、県では、三重県シルバー人材センター連合会の実施をいたしませう取組を支援するとともに、県が制定いたしましたシルバー人材センターへの優先発注制度によりまして、県の事業にも参画機会を拡大をしているところでございます。

また、三重労働局等の関係機関と連携いたしまして、高年齢者就職面接会を実施して、求職者と求人企業とのマッチングを支援しているところでございます。

一方、県内の事業所では、勤務延長制度や再雇用制度の導入が進められておりまして、こうした中で、定年年齢を従業員自らが設定し、若年者から高齢者までの3世代が喜びを分かち合いながら働けるトリプルジェネレーション就労を実践している企業の取組事例もあらわれてきております。

また、平成25年の高年齢者雇用安定法の改正によりまして、事業所に継続雇用年齢を段階的に65歳まで引き上げる高年齢者雇用確保措置が義務づけられているところでございますが、新たな動きといたしまして、国の未来投資会議において、65歳以上への引き上げの検討等が進められています。

県としては、こうした国の動きを踏まえながら、県内事業所の取組をさらに加速させるため、今後は、高齢者が働きやすい職場づくりにつながる働き方改革の取組を関係機関と連携して推進し、生涯にわたって活躍できる機会

の拡大を図ってまいります。

また、地域の多様な主体が取り組む高齢者の雇用、就業への新たな仕組みづくりに対して国が支援を行う生涯現役促進地域連携事業が実施されておりまして、県としてもこの事業の採択に向けて取り組んでいきたいと考えております。

この事業の実施に当たりましては、実施主体となります関係機関で構成をいたします協議会の設立が必要でございまして、今後は、経済団体をはじめとした関係機関に協議会への参画を求めるとともに、啓発セミナーや高齢者向けガイドブックの作成など、具体的な事業内容を検討していきたいと考えております。

〔18番 彦坂公之議員登壇〕

○18番（彦坂公之） 先ほどビジョンの話をしていただきましたけども、障がい者雇用、あるいは女性の雇用であったり活躍というのは、非常に目に見えて目標設定もしやすいと。例えば障がい者だと、障がい者雇用率を上げようとかありますので、なかなかこの高齢者の働き方というのは、多分実態もつかめてないので、目標設定も非常に厳しいんだろーというふうに思っています。

ただ、私の認識ではシルバー人材センターというのは自分の空いた時間にいろんなお手伝いをするというふうに思っておりますので、今からはそうじゃなくて、やっぱりきちっと働くということが主になってくるんだろーと思いますので、よろしくお願いします。

内閣府の調べでは、今後は65歳から69歳の5割以上の方が働くというふうなアンケート結果も出ておりますので、よろしくお願いします。

そもそも高齢者の定義というのは何なんだということに行き着くわけでありまして、今は65歳になっています。これは1950年代半ばに国連が出した報告書がきっかけと言われてます。

よくこの高齢者の話をするときには引き合いに出されるのが、磯野波平さんであります。サザエさんのお父さんですね。彼の年齢設定は54歳ということ

であります。1946年ですので、スタートが昭和21年ということで73年ぐらい前でありますけども、今あんな54歳、見かけだけで判断するのは磯野さんに、非常に失礼ですけど、あんな54歳というのは多分見ないですね。多分、皆さんより、知事以外みんな磯野波平さんは年下ということでありますけども、あれはないやろうという、多分皆さんそういう思いでいると思います。

先日、村林議員の質問でありましたけども、体力面でも非常に若いということでありまして、20年前の65歳から69歳の体力テストの平均点を今はもう75歳から79歳の方がたたき出しているということでありますので、元気な方がそれだけ、心身とも健康な方が増えるということは結構なことですので、どんどん就労の機会を県としても進めていただきたいと思います。

しかし、一方でやっぱり加齢に伴う運動能力の低下というのは、これは否めないところであります。

したがいまして、実は業務中の事故も多発はしています。三重労働局の発表しております死亡災害発生状況を見ますと、ここ平成29年、そして30年と2年だけのデータなんですけども、亡くなった方の50%程度を60歳以上で占めているということでもあります。事故と加齢との因果関係というのは私も詳しく調べておりませんのでわかりませんが、多分そういったことも起因しているということは十分予想されるわけですので、こういった点にも、働く職場環境の整備といったところにも労働局と連携をとりながら進めていただきたいと思います。

次に、中小企業にけるBCP、ビジネス・コンティニューイティイー・プラン、事業継続計画の策定についてお伺いしたいと思います。

このBCPというのは平成19年新潟県中越沖地震で、とある自動車部品企業が被災したことによってサプライチェーンが切れてしまって、工場が、大手の自動車メーカーがこぞって休止したと、休んだということ、ここが発端となって、それからBCPというのは実は進められてきました。

東日本大震災で多くの企業が貴重な人材であったりだとか設備で、廃業に追い込まれていったと。被害の小さい企業においても復旧が遅れて、自社製

品であったりだとかサービスが供給できないという憂き目に遭いまして、顧客離れが進んで事業を縮小したり、あるいは従業員を解雇しなければならないと、そんな事態に直面したわけであります。

BCP対策というのはこうした緊急事態の備えを言うわけでありまして、緊急事態とは何ぞやということではありますが、地震だとか洪水、そして大災害や爆発、テロ、あとは通信手段の途絶、インフルエンザ等の感染症や停電や断水、様々な緊急事態があるわけでありますけども、この表をごらんいただきたいと思えます。

(パネルを示す) これは経済産業省が調べたんですけども、非常に、もう策定してるよというところが、BCPだけではなくて、社内のいろんなマニュアルだとか取り決めで、一応そういう危機に対応できるぞというのが大体3割強であって、ほかは検討中であるとか全くしてないよというのも実は3分の1あります。その企業規模を見ますと、やっぱり大手というのはかなりカバーできているんですけども、中小企業はまだまだ進んでないということであります。

これは三重県内でも多分この数字に限りなく近いだろうというふうに思ってますし、中小企業のBCP対策の遅れというのは、我が国産業の強い現場の維持を揺るがしかねない看過できない問題なんだろうというふうに思ってます。

本県の取組としては、四日市コンビナートのBCP強化緊急対策事業の支援ということでやってますし、防災ネットワークだとかいろんな媒体をつくりながら今、策定支援策を展開しているわけでありますけども、いろんな方々と話をしていますと、わかっていてもなかなか行動に踏み出せないというのが実態なんだろうと思えますし、ちょっと失礼な言い方になるかわかりませんが、BCPを策定しないことによるリスクを余り認識できないというようなことも多数存在することも考えられるわけであります。

ぜひ必要なんだろうというふうに考えておりますので、村上雇用経済部長より、来年度、若干予算は盛り込まれておりますけども、このBCP策定が

遅れている要因をどのように把握されていますかということと、策定へ向けた対応策についてお伺いいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 県内中小企業のBCP策定の遅れの要因と今後の対応について御答弁を申し上げます。

南海トラフ地震の発生等が想定されている中、県内の中小企業、小規模企業は、工場の操業停止や小売店の営業停止、あるいはサプライチェーンの寸断などの影響を受けるおそれがあり、BCP策定等の事前の備えを進めることが極めて重要となっていると考えております。

先月、中小企業庁が発表いたしました従業員21人から300人の中小企業を対象とする調査によりますと、BCPを策定している中小企業の割合はわずか16.9%でございます。従業員規模が小さくなるほど、その割合が低下することがわかりました。

この調査では、事前対策の取組が十分ではない理由として、災害対策への意識が必ずしも高くないことや、何から取り組めばよいのかわからない、人材の不足などの声が上げられていることに加えまして、BCP策定が複雑でハードルが高いことが示されています。

このような、BCP策定等の事前の備えが遅れている要因については、県内の中小企業、小規模企業においても同様であると考えております。

一方、県内には先進的な取組もございます。例えば、鳥羽市の商工会議所では、企業が単独で実施をいたしますBCP策定にとどまらず、複数の企業が連携した取組も支援をしております。また、朝明商工会は、BCP策定に係る専門的な知識を役職員が習得し、地域の企業に対するBCP策定支援を行っております。

全国的なBCP策定の遅れがある中、国では昨年11月、中小企業の自然災害に対する事前対策を促進するため、中小企業強靱化研究会が設置をされまして、私も本研究会の委員として参画をいたしました。

私からは県の現状を踏まえまして、企業の金銭的な負担の軽減や、企業の

取組に対するインセンティブの付与、商工団体の機能強化、地域における連携の推進などが必要であることを提言しました。

研究会の成果といたしまして、中小企業強靱化パッケージが取りまとめられるとともに、2月15日には中小企業強靱化法案が閣議決定をされました。この法案は、中小企業、小規模企業が作成する事業継続力強化の計画認定と、防災・減災設備への税制優遇等の支援措置や、商工会または商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化の支援に関する計画認定制度が新たに設けられることとなります。

今後は、国による新たな取組に対応するとともに、来年度から三重県版経営向上計画の経営課題項目に、防災・減災対策の視点を加えまして、事業継続を考慮しました経営計画作成を促進するなど、市町や商工団体と連携し、県内中小企業、小規模企業が実効性の高い事前の準備ができるよう、しっかり取り組んでまいります。

〔18番 彦坂公之議員登壇〕

○18番（彦坂公之） ありがとうございます。先ほど部長からありましたように、昨年末、中小企業庁が設置した強靱化研究会でBCPに関する策定に向けて力強い決意表明をされたというふうに伺っておりますので、期待を申し上げたいと思います。

BCPというと、やっぱり災害のときだけというふうに何かそういう感じはするんですけど、実は平時でも非常に有効なこれはプランでありまして、今、事業承継など非常に大きな課題となっておりますけども、中小企業においては全社的にこのBCPを策定することによりまして、ふだんの業務の見える化だとか、あるいはそれに基づく事業改善等々にも役立つと思いますので、それはひいては顧客や取引先様への信頼確保にも重要な役割を果たすということですので、ぜひ一生懸命進めてもらいたいと思います。

以上3点、地域経済の基盤づくりについて質問させていただきましたけども、基本のキはやっぱり三重県中小企業・小規模企業振興条例の理念にもありますように、やっぱり中小企業、小規模企業の主体的な努力というのが肝

だと思えます。1から10までなかなかできないわけでありますので、このことを申し添えておきたいと思えます。

次に、時間がないんですが、プログラミング教育について質問します。

プログラミング教育とは何ぞやということでありますけども、(パネルを示す) 実は2020年度から学習指導要領が改訂されまして、プログラミング教育なるものがそれぞれ展開されます。ちょっと小学校にフォーカスしてみますと、今まではプログラミング教育というのは実施されなかったんですけど、今度は小学校において必須化されるということであります。

英語科だとか道徳科というのは非常に表に出てきて話題になるわけでありますけども、これは教科として独立しているわけではありませんので、例えば理科だとか総合的な学習の中に、このプログラミング教育を挟み込んでいくということでありますので、なかなか見えないわけでありますけども、簡潔に言いますと、コンピューターの動きを指示するために使われるプログラムを学ぶ教育ということです。

ただ単に技術を学ぶことではなくて、自分が求めることを実現するためにどのような動きを組み合わせることが必要か、一つ一つの動きに対して記号をどのように組み合わせたらよいか、それらを改善して自分が求める動きにするということを理論的に考えさせるということ、プログラミング思想なるものを育成するということであります。

このプログラミング教育の背景には、今、AIやいろいろなことを言われてますけども、これから子どもたちが大きくなるにつれて、それは避けて通れないということでありますので、伺いたいと思えます。

鈴鹿市の例を見ますと、鈴鹿市は既にスタートしてまして、(パネルを示す) これはレゴを使ったものですね。ちょっと見にくいですが、発電機、インバーター、これに例えばタイヤをつければ車になりますし、iPad等々につないでいろんなプログラムを習得するということでありますけども、カリキュラムであったりだとか、教える側の先生方のスキル、そしてハード面での整備というのが非常に課題だろうと思えますけども、今の取組と今後、

あと1年しかございませんので、どうやって進めていくかというのを教育長にお伺いします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 2020年度からのプログラミング教育を円滑にスタートするためのこれまでの取組とこれからの対応についての御質問でございます。

プログラミング教育は、単にコンピューター言語を覚え、技能を習得することではなく、論理的思考力や、コンピューターを活用して身近な問題を解決する力、その働きをよりよい社会の構築に生かす態度を育むことが目標とされており、教員がプログラミング教育の意義を十分に認識した上で、指導方法や指導力を身につけていく必要があります。

このため、平成29年度、30年度において、各市町におけるプログラミング教育のリーダーとなる教員を育成するための研修を実施しております。

この研修は、これまで小・中学校の教員68名が受講し、プログラミング教育に関する背景、具体的な学習指導案の作成方法、教材の活用の仕方などを身につけてきました。

受講者は、研修での成果を生かし、実践事例研究会や授業公開を通じて県内各地で指導方法を他の教員に伝えるなどしているところでございます。

また、本年度は、県内に本社機能を持つIT企業の支援を受け、小学校4校の児童が、コンピューターで仮想空間に家を建てる手順や条件を組み合わせるプログラミングする体験をしました。児童からは、思ったとおりにつけれないときには、手順や条件のどこが間違っているのかを考え、何度もトライして完成できましたといった声がありました。この取組は、公開授業として実施することにより、より多くの教員が実践的な指導法を学びました。

今後の対応ですが、各学校が教育課程全体を見直し、発達段階に応じてプログラミング教育を行う学年や教科などを決定し、計画的に実施されるよう、市町教育長会議や指導主事会議を通じて周知をします。

また、引き続き、プログラミング教育に関する研修を実施するとともに、これまでに作成した指導資料等を提供して、教員の実践的な指導力の向上に

取り組んでまいります。

〔18番 彦坂公之議員登壇〕

○18番（彦坂公之） ありがとうございます。先ほども述べましたが、非常に重要なことでありまして、ただ、どこに生活しておっても、等しく受けられるということが肝なんだろうと思います。機材の用意については基本的には市町の責任ということでありますけれども、財政力の差によって受ける教育に段差ができないようによろしくお願いをしたいなと思います。

あと5分となっていました。最後に、三重とこわか国体における天皇杯、皇后杯についてであります。

いよいよ今年から世界的なスポーツのイベントが始まってまいります。11月にはラグビーワールドカップ、そして11月には私が住む鈴鹿市を本拠地にする三重バイオレットアイリスからも多分代表選手が選出されるであろう、おりひめジャパンが活躍するハンドボールの世界選手権が熊本で開かれますし、その次はオリンピック、そして三重とこわか国体・三重とこわか大会と続いてまいるわけでありますけれども、天皇杯、皇后杯獲得するぞということで、実は来年度、2倍以上の予算額、競技力の向上ということで計上されております。

天皇杯、皇后杯に向けた競技力のさらなる向上、とりあえずは今年の茨城国体がターゲットになってくると思いますけれども、国体・全国障害者スポーツ大会局長にどのように取り組んでいくのか答弁をお願いします。

〔村木輝行地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（村木輝行） 三重とこわか国体に向け、そして特に来年度、今年の茨城国体に向けということでございます。

昨年、福井国体終了後におきまして、競技団体や有識者の意見を聞くなど、課題や対策について、協議、検討を行ったところでございます。

国体に出場するためには、多くの競技において、国体の予選となる東海地区のブロック大会を突破する必要がありますが、昨年はこの東海ブロック大

会を突破し、福井国体に出場した競技は、多くの成果を上げたと、そういう実績がございました。

このことから、今年の茨城国体で入賞数をまず増やすためには、東海ブロックを勝ち抜くことが重要課題であるということが一層明らかになったところでございます。

こうしたことを受けまして、少年種別におきましては、それぞれのチームの戦力を十分に分析し、東海ブロックを勝ち抜き、本国体で入賞できる力を備えた選手やチームに対して、重点的に強化対策を実施してまいります。

また、今年から始めました全国初の取組、チームみえ・コーチアカデミーセンターの取組を充実させまして、それぞれチームの抱えている課題、情報戦略、あるいはメンタルトレーニング、栄養指導などについてサポートスタッフを派遣するというところで、チームを支援してまいりたいと思っております。

さらに、三重とこわか国体において選手となる年齢層、これをターゲットエイジと呼んでおりますが、この選手が平成31年度から順次、高校生となつてまいりますので、選手やチームの姿が明らかになってくることから、これらの選手やチームに的を絞った育成、強化を図つてまいりたいと考えております。

また、成年種別につきましては、これまで本県に定着している選手をはじめ、また今後もそうした全国レベルで戦える選手をスカウトしていくということでございます。

いずれにしても、選手やチームの力を見極めながら、競技用具や練習環境の整備を行つてまいりたいと思います。

そして、何よりも、東海ブロック大会を勝ち抜き、今年の茨城国体では天皇杯順位10位以内を目標とし、三重とこわか国体での天皇杯、皇后杯獲得の大きな一歩となるよう取り組んでまいります。

〔18番 彦坂公之議員登壇〕

○18番（彦坂公之） ありがとうございます。様々な取組には十分な強化費

というのが必要だと思います。今までのように、根性、根性、ど根性だけでは勝てない世界でありますので、ぜひきちっと推進していただいて、三重県民が感動と勇気を得られるように頑張っていたらいいと思います。

最後に一言申し上げたいと思います。私は俳句の心得はまるっきりありませんので、一言述べたいと思いますけど、この3月をもちまして無事、三重県庁を御卒業される皆様方、大変お疲れさまでございます。実は私と同じ世代で、子ども時代に高度成長期、そして大人になってからバブルを経験した世代で、某有名な経済専門誌で、ゆでガエル世代というふうにやゆされた世代です。皆さんまた後ほど調べてもらったらいいと思います。上は団塊の世代、下は新人類に挟まれて、非常に苦勞した世代なんだろうと思います。そんな中で、ちまたで流れる24時間働けますかというCMソングを聞きながら頑張ってきたと思います。これまでの皆さんの頑張りに敬意を表するとともに、新しいステージでの御健闘をお祈りして一般質問を終結します。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 1番、芳野正英議員。

〔1番 芳野正英議員登壇・拍手〕

○1番（芳野正英） 新政みえ、四日市市選出の芳野正英です。一般質問をさせていただきます。ちょっとたくさん項目がありますので、早速行きたいなというふうに思います。

一つ目、漁業における新たな資源管理制度ということでございまして、昨年12月に漁業法の改正がなされました。70年ぶりの大改正ということでございまして、新しい資源管理システムによる水産資源の維持、回復と水産物の生産量の増加を図るために、新しい資源管理システムを構築して、養殖、沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直しを2本柱としてやるということでありまして、この養殖、沿岸漁業の海面利用の制度の部分でいいまして、養殖業に企業参入ができるのか、漁業の調整の部分でちょっと民主的な手続がなくなるんじゃないかとか、いろいろ国会の中でも議論されていましたが、そちらはちょっと今回置いておいて、一つ目の柱の新たな資源管理システム

の構築というところで、今回、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律というTAC法というのが漁業法と統合されましたので、魚をとれる量をトータルで管理していこうというところに法律が改正をされました。

ただ、三重県も海洋生物の保存の基本計画というのはずっと策定をされておられたわけでありまして、都道府県も定めることになっていますが、三重県でもこの新制度に移行する中でもそれぞれの魚種を、魚種の中の捕獲量を明記されていると思います。これは7魚種あって、サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ、スルメイカ、ズワイガニと。議場にも釣りの好きな方がお見えだと思いますので、こういうところでちょっと関心を持っていただければと思うんですけども、特にマアジ、マサバ、マイワシ、三重県のところではこういったところは漁獲高を規定されていますが、まず、この海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画において法改正がどのように影響しているのかというのを、お聞きをしたいというふうに思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、資源管理について御答弁申し上げます。

国のほうの法改正が行われまして、特に国におかれましては、広域回遊資源を中心とした資源管理を行うということで、先ほど御紹介がありましたTACの対象魚種の拡大とあわせて、資源管理についても科学的根拠に基づいた調査をしていくという方向となっております。

三重県におきましては、先ほど御紹介ありました7魚種、特に三重県の場合は広域回遊魚種以外の沿岸魚種を中心にそういった科学的根拠に基づく高い資源評価による評価が重要と考えておりますので、今後そういった沿岸漁業に係る魚種について資源評価を行いながら、それを漁業者のほうにフィードバックしながら適正な資源管理を行っていくような取組を検討していきたいというふうに考えております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） はい、ありがとうございます。割とあっさりした答弁か

など。これからなのかなというところもあるんですけど。

ただ、三重県が平成30年度というか、ホームページでもこの12月に策定をしている計画最新号を見させていただくと、例えば魚種で言うとマイワシ、イワシですよ。これは、漁業というのは農業と違って、とる漁場もありますけど、もう一つ漁法の差があるんですよ。どういう方法で漁をとっていくかというところでもありますけど、これもどういう手法でとっていくかという漁法によって漁獲高も制限をされるというふうに三重の計画では書かれています。

私、ちょっと一つ懸念するのは、マイワシなんかは巻き網漁業は数量で言うと平成30年度は5億1000トン、これが平成31年度、来年は7億2000トンに上げていきましょう、三重県の沿岸の部分で7億2000トンぐらいの漁獲量であれば、資源は枯渇しないという、これは全国的な漁獲量からの割り当てだと思うので、それはそれでいいんですけど、そういうふうになっていると。

船引網漁業も3億7500トンから来年は5億1000トンにしましょうというような形で、少しその巻き網というのは網を巻いていきますので、たくさんとれるという、そういう中型以上の漁業者が取り組む部分なんですけど、それは増加をするんですけども、小規模の漁業をされている定置漁業とか敷網漁業は、この計画では若干と書いてあって、若干量というのはそれほど資源に影響ない量ですよということなので、そのまま現状維持というふうになっています。

この計画でも、巻き網漁等はこのぐらいの可能量を管理しますよというふうに増加をさせていながら、一方で定置漁業については現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとしということで、総じて上げるんじゃなくて、中型以上の漁業者は漁獲量増えますけど、小さい漁業者というか、小規模でやっているとこが増える余地がないというような計画になってるんですけど、この辺、ちょっとその差ができるというのは不公平なのかなというふうに思ってるんですけど、この点はいかがお考えでしょうか。

○農林水産部長（岡村昌和） 資源管理ですね、様々な漁法がありますけども、基本的にはやはり今後の漁業の持続可能性といいますか、持続性を維持するためには、それぞれに資源管理、魚種とかその地域に応じて資源管理を行っていく必要があるかなと考えておりますので、そういった様々な漁法とかその地域の中で資源管理計画というのを策定しながら取組を進めておりますので、そういった策定の議論の中で、それぞれの漁業者の取組についても調整を図りながら資源管理を進めていきたいと考えております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） 資源管理をしていくというのは当然の話で、そのためにもこの計画があるんですけど、私が申し上げてるのは、その中でも中型以上の、いわゆる漁法の中では増加をして、ここまでだったら増やしても大丈夫でしょうという枠をはめているんですけども、小規模でやってる方々が全くその増加をさせられる余地がないような計画になってるのは、少し問題ではないかと思っています。

ですから、今後の計画ですので、また協議をしていただく中で、その変更の余地はあると思いますが、その部分での変更の検討の可能性というのはいかがでしょうか。

○農林水産部長（岡村昌和） 御指摘いただいた問題点も精査させていただきまして、今後検討させていただきたいと思います。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） はい、ありがとうございます。若干というふうに書いてあって、本当に小規模の、小規模というか、そういう定置の網ですとか敷網でやっている漁業者というのは、それほどの漁獲量がない中なので、少しでもやっぱりその努力によって上げていくということもできるような、漁法によって漁獲の調整の幅がないということがないような、そういう整理をぜひともお願いをしたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まだまだ突っ込みみたいんですが、ちょっと今日は盛りだくさんですので、

次に行かせていただこうと思います。

二つ目は、住宅セーフティネット制度における民間賃貸住宅の活用についてということでありまして、これは平成29年12月の一般質問で私が取り上げさせていただいた部分であります。

住宅セーフティネット制度というのは、前回ここで御説明させてもうたんですけど、もう議場の皆さんも忘れられてると思いますので、簡単にざくっと説明すると、要は公営住宅、県営住宅や市営住宅が今後なかなか新設というのは難しいし、維持も管理も大変だという中で、民間のちょっと古いアパート、マンション、それから一軒家、空き家になってるようなところ、こういう部分を民間の方々が、特に住宅が借りにくいという方々に貸していきましょう、優先的に貸していきましょうという制度であります。住宅が借りにくい方というのは、高齢者であったり障がい者であったり子育て世帯であったり外国人であったり、これを住宅確保要配慮者と呼びまして、その皆さんへの支援をしていくと、こういう制度であります。

これを前回質問をさせていただきました。これからそういう登録住宅を増やしていきましょうよと、今、三重県あんしん賃貸住宅制度というのが旧制度で残ってまして、600何件ぐらい今三重県では登録されてますよということも御紹介をさせていただいて、それは鈴鹿市に集中してるんで、三重県全体に増やしていきましょうねというようなお話をさせていただきました。

そういう民間賃貸の中で、住宅確保要配慮者向けの住宅を増やしていくということを答弁の中でも今後増やしていきますというような御答弁をいただいているんですけども、その登録状況と今後の登録増に向けた取組と、さらには、この法律の中では、居住支援法人とあって、住宅を貸すだけじゃなくて、そもそもの住宅を探す相談ですとか、また住み始めた後も高齢者の方ですとなかなか支援が必要だとか、そういう部分もあります。障がいをお持ちの方もそういう支援が必要だということもありますので、そういう支援をしていく法人も指定をできると法律ではなっていますが、この居住支援法人の指定に向けた取組についてはどのようになっているのかをお聞かせいただ

きたいと思っています。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅の登録状況と今後の取組、そして居住支援法人の指定に向けた取組についてお答えをさせていただきます。

本県では、高齢者や外国人など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を目的として、平成21年に鈴鹿市、亀山市のほか、不動産関係団体や社会福祉協議会等とともに三重県居住支援連絡会を立ち上げました。

現在、同連絡会を中心に本県及び7市を含む19団体が連携して、要配慮者への居住支援活動を行っています。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、通称住宅セーフティネット法と呼んでおりますが、これによる要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を進めるため、連絡会では、住宅・福祉関係行政や社会福祉協議会、不動産関係団体等が参加する居住支援フォーラムを開催しております。

その中で、不動産関係団体や民間賃貸住宅の家主に対して、国が登録手続きを簡素化したことや、三重県では昨年9月に登録手数料を無料化したことなどを説明し、登録住宅促進に向けた普及活動を行ってきました。

しかしながら、三重県の登録住宅は平成31年1月末時点で6戸にとどまっている状況でございます。

このため、今後はこれらの普及啓発を継続するとともに、従前制度でございます三重県あんしん賃貸住宅の家主の方にも直接働きかけを行い、新たな登録制度への移行を図り、さらなる登録住宅の促進に努めていきたいと考えております。

もう1点、居住支援法人の指定に向けた取組でございますが、居住支援法人は、地域における居住支援活動のさらなる充実や住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居促進のため、連絡会と連携しながら居住支援活動に当たる役割を担う法人でございます。現在、指定に向けて四日市市内及び伊賀市内

の2団体と協議を進めておるところでございます。

指定に当たりましては、各地域の関係団体との連携が重要であることから、連絡会の参加団体の意見を聞いた上で早期に指定をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

ただ、あんまりありがたい内容ではないなど、やっぱり進んでいないというふうに思ってます、特にこれ、県の計画によりますと、2025年までに、平成37年と書いてありますけど、2025年ですけど、こういう住宅確保要配慮者向けの住宅を1200戸整備をするというふうに住宅基本計画には書いてありますけれども、まだまだ。これだけじゃないですけどね。登録だけじゃないので、現にもう既に亀山市なんかも、この前、新聞にも出てましたけども、空き家を市が買い取って児童養護施設を退所した人たちに住めるような住宅を整備したとかというのもありますので、そういう住宅も含めれば、実質にそういう要配慮者の皆さんへの住宅というのは民間賃貸も多少はあると思うんですが、ただ、このセーフティネット制度に基づく住宅の登録が6件というのは余りにも寂しいなと思っています。

補足で説明をしますと、実はこの6件の住宅登録していただいたうちの1件は、実は2月1日に、これはオーナーの方にお聞きしたんですけども、外国人の方がそこを賃貸をしていただいて借りていただくことが決まったと。外国人の方三、四名、シェアハウスとして入ってもらうことができたというふうに聞いておりますけれども、そういう意味で、これ登録制度をして、全国的なセーフティネット住宅情報提供システムという、これは国土交通省が委託でつくったホームページがありますけども、そこに全国展開されていて、そこで三重県は6戸というふうになってますけど、そこから検索をしていただくと、これから住宅を探す方が容易に自分たちが住みやすい家を見つけやすいということになってますし、現にそうして登録していただいたお

かげで1件は決まってるということですので、これから全国的に広がっていく制度でありますので、ぜひこれはしっかりと取り組んでいただきたいなと思っています。

フォーラムも昨年12月ですかね、津市で、毎年大体12月に津市でやっているということで、県のホームページを見てますと80名ぐらいの方が参加したというふうになっています。一昨年、前年度も90名ぐらいの方、津市で、僕もそれはお邪魔させてもらいましたけど、たくさんの方、傍聴されてるんですが、それでも増えない。これはやっぱりその周知の仕方ですとか、これから増えるのかもしれませんが、もう少し具体的な取組というのをちょっと考えていただければなというふうに思ってますが、何かその部分で部内で協議をしておられること、ありますでしょうか。

○**県土整備部長（渡辺克己）** 先ほど申しました居住支援連絡会の中には、不動産関係団体の皆さんも参加していただいておりますので、特にそういう不動産の仲介をされる団体等にも、この制度の周知を図りまして広げていきたいなというふうに考えてございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○**1番（芳野正英）** こういう団体の皆さんも、年度が明けて5月ぐらいになってきますと、総会等々もあると思いますので、そういう総会等に知事もひょっとすると来賓に出られるかもしれませんので、ぜひ周知を、お声がけをいただければと思いますけれども、そういう形の周知と、実は、これ実際にその登録をされた住宅のオーナーの方ともお話をさせていただけますと、これやっぱりオーナー、家主にもっと周知せなあかんよというふうには私に言われました。その方は6件のうち4件を登録をされてます。これ、自分がやっぱりその思いがあって、ちょっと古いと言ったらその方に失礼なんですけど、年数たったところですけども、そういうこれから住宅確保が困難な方々に何としても提供していきたいという思いで、それ私も相談を受けて登録をさせていただきましたけども、こういう思いを持った人も絶対いるはずなので、家主さんに対してしっかりと告知をしていく。

これ難しいと思います。不動産の皆さんはそういう団体がありますからそこを通じてお話をすればいいんですが、なかなか家主さんというのは行政が把握できるものではないと思いますが、いろんな広報ツールを使ってこの部分はしっかりとPRをしていただきたいなと思っていますので、どうぞよろしく願いをいたします。

では、三つ目に移らせていただきます。

県立学校におけるICT教育についてということで、今、大きく教育も変わろうとしてまして、先ほど彦坂議員もプログラミング教育について質問してまして、本当はセットにしてやりたかったんですけど、先輩議員でございますので、先をとられてしまいましたので、私としてはICTを少し充実した話をさせていただこうと思ってます。

これも新政みえで昨年の9月に文部科学省の方々からも少し聞き取りをさせていただいて、今後のICT教育がどういうものなのかという部分をお話しさせていただいて、これ本当にいろんな、ICT教育と一口に言っても、電子黒板を使った授業ですとか、タブレットを使った授業ですとか、いろいろありますので、今回はちょっと時間の関係上、遠隔授業について、スカイプを使ったりビデオ動画を使っての遠隔授業についての少し議論をさせていただければと思います。

お手元の配付資料を見ていただければと思いますけども、（パネルを示す）これ文部科学省の資料でございますけども、遠隔授業といいましても、これまた幾つか種類があるんですが、合同授業型という小規模校が二つの教室をそれぞれスカイプ等々でつないで、こっちが受信側の授業が見れますよ、こっちで送信側の授業が見れますよというような形で、一体としてやっているような、同時に、離れた二つの教室がつながって合同で授業しますよというようなやり方もあれば、この教師支援型といって、ALT、英語の先生ですとか、専門家の方が離れたところで専門的な授業とか、英語の授業などもそうですけど、こういうのを行って、それをスカイプで飛ばして自分の学校で教えてもらおうと、こういうやり方があります。ほかにももう一つあります

けど、ちょっとここは飛ばしますが。

特に、今回は県立学校についてお話をさせていただきますが、小学校や中学校も同じなんですけれども、三重県にも県立学校、様々な学校があると思います。私も県議会で委員会のときに小規模校の活性化プラン、県立高等学校活性化計画をまとめさせていただくときにもICTの議論もさせていただきましたけど、例えばこういう小規模校の中でそれぞれの学校同士がつながって授業をするというやり方があります。

先日、南伊勢高校でも、南勢校舎と度会校舎ですね、まさに南伊勢高校などが本当にこれを充実して行って、今後やっていかれるのかなと思いますが、離れた校舎制をとってますけども、こういう双方でお互いに授業して交流をしていくというのも非常に大事だと思いますし、あらゆる高校に効果的なのが、この教師支援型といいますか、やはり三重県に住んでいる、三重県で学ぶ高校生も、先進的な、例えば東京の有名大学の授業ですとか、あとJAXA、宇宙のお話を聞いていただくような専門的な授業とか、生命工学の授業とかですね、先進校なんかでそういうところを授業するとかですね、その学ぶ意欲を持ってもらうという部分では、非常に効果的ですし、少子化で1学級とか3学級の小規模校でもしっかりと学び合いの学習ができるような学びの保障、こういう部分でもこれからのICTというのは効果的なのかなというふうに思っています。

国も学校のICT環境整備を促進をされてまして、小・中学校なんかには補助事業もつけて推進をして、奈良県とか高知県は結構そういうのを先進的にやっておられるんですが、学校における教育の情報化の実態に関する調査を実施してますけども、こういう部分でもそれぞれの県がどれぐらい、しかもどの市町がICT環境が整備されてるかというのが一覧に出ています。これちょっとあんまり見せると、全然できてない市は如実にあらわれてきますので、あんまりここでは見せませんが、でも、やっぱりそれぞれの市によって、市や町によって三重県の中でも、このITの情報ツールは整備の格差があるなというのを思わせてもらいましたけれども、こういう財政厳しい

中ですが、ICTの環境整備についてどういうふうにしていくのかというのを教えていただければと思います。

その前に、すいません、ちょっと忘れてました。南伊勢高校でやったICT授業の様子ですね。(パネルを示す)これ教室の後ろですね。教室の後ろにも動画といますかが映るようになってまして、教室の前にも(パネルを示す)こんな感じでホワイトボードのところに映るようになってまして、反射と、理科でしょうね。理科の授業をやっています。

こういうように、カメラを数台とりつけて、パソコンも何台か設置をしながら授業していると。私たちも文部科学省のお話を聞かせていただいたときに、こういうICT教育をするマニュアルづくりみたいなのも今文部科学省のほうでは進めていただいておりますのでありまして、先生が具体的にどういう手法で授業していけばいいかというのを取り組んでいただいておりますが、こういう環境整備、県としてどういうふうにご考えておられるのか。

また、こういう環境が整備されても、それを使いこなせる教員の方がいなければならぬと。先ほど見ていただいたみたいに、パソコンも数台駆使しながら、あと動画の設定ですね。カメラ設定してパソコンにみたいな。そういう教員の方にもICTを活用する部分でのやり方とかそういう研修も必要になってきますけれども、この部分をどのようにこれから向上させていくのかをお聞かせください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長(廣田恵子) 県立高校の、遠隔授業も含めたICTを活用した学習、それからICTの環境整備についての御質問でございます。それから、教員のICT活用の指導力向上の取組について、どのように進めているかという御質問についてでございます。順次、お答えをさせていただきます。

県教育委員会では、全ての県立高校に、生徒用パソコンを一クラス分、大規模校には二クラス分整備するとともに、各教室にインターネットに接続できるLANケーブルを整備をしています。

また、学校や学科の特色に応じてICT環境を整備し、教科、情報の授業

に加えて、様々な場面でICTを活用した特色ある教育活動を行っています。

例えば、平成28年度に開校した名張青峰高校では、各教室に整備した電子黒板を使って教員が教材を提示したり、全ての生徒がタブレットパソコンを使って意見交換や学習内容をまとめてプレゼンテーションを行っております。

木本高校では、敷地内にある三重大学サテライト校舎と大学を遠隔システムでつなぎ、昨年11月に、三重大学の学生と大学生活の様子や受験に向けた学習方法などについて交流をしたところであり、今後も定期的に交流を進めていくこととしております。

スーパーサイエンスハイスクールの指定校では、課題研究の授業で、炭水化物を効率よく分解する酵素の研究に取り組んでいる生徒が、インターネットを使って大学の教員から専門的な指導を受けています。

スーパーグローバルハイスクールの指定校では、海外で通用する英語力を身につけるため、スカイプを使って外国の方と英語で会話するなど、より高度な学習を行っております。

議員からも紹介いただきましたが、南伊勢高校の南勢校舎と度会校舎の間で、理科や英語の遠隔授業を試行して、生徒同士が互いに発表したり、活発に意見交換することなどをして、効果的な授業方法についても研究をしているところです。

教員の指導力の向上につきましては、各学校でICTを推進する担当者に対して、プロジェクターを活用して資料をわかりやすく提示したり、電子黒板に複数の画像を投影する方法など、ICTを活用して生徒の理解をより深める授業づくりのための研修を行っております。

また、初任者研修では、生徒がコンピューターを使って情報を収集し、まとめ、発表するといったプレゼンテーション力を高める授業を行うための研修に取り組むとともに、著作権の保護やインターネットの適切な使用など、情報モラルの指導についても研修を行っております。

県教育委員会では、今後、他府県の取組やICT環境も参考にしながら、これまで以上にICTを効果的に活用し、探究的な学びやわかりやすい授業

の展開、他の高校や海外との交流に取り組み、生徒の学びの質を高めていきたいと考えております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） はい、ありがとうございます。

非常に多岐にわたってICT教育をしていただいているということも聞かせていただきましたし、木本高校とか名張青峰高校とか、小規模校と言ってしまうとあれですけども、非常にこれから生徒集めをしっかりとしていくところに重点的にも配置をしてもらっているのかなと思いますけども、どの場所においても等しく教育ができるような部分という意味では、ICT非常に重要なというふうに思いますし、またそのITリテラシーといいますかね、そういうところですね。著作権の部分とかそういうところにもフォローしてもらっているというふうに聞かせていただきました。

全国調査で見ても三重県は教員のICT活用指導力というのは全国平均よりも高いというふうに出ていますので、そういう部分ではいいと思うんですが、これやっぱり国としても、この整備、拡大は、自治体にお任せというところがあって、今後の展開というところが厳しいかと思うんですが、財政的、予算的な規模でこれからの拡大の方向性というのはどういうふうに考えているのかをお聞かせください。

○教育長（廣田恵子） 議員からも御紹介いただきましたですけども、義務教育というか、そういうところについては、教育のICT化に向けた環境整備ということで5カ年計画、地方財政措置を講じるというようなことも言われております。

ただ、県立高校においては、先ほども私、答弁の中で申し上げましたが、例えば無料でスカイプを活用するとか、なるだけ効率よく効果的にできる方法なども駆使し、それから他県の例も参考にしながら、環境整備というか、そういうことを活用しながら、子どもたちがICT環境に触れる機会を多くしていきたいと、そんなふうに考えております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ぜひとも小・中学校も、なかなかこれも県のほうでは整備というのは支援ができないかもしれませんが、いろいろ国の制度を使いながら、先ほどもちょっと触れたんですけど、文部科学省は小・中学校へのICTのモデル県ということで全県に告知をしながら、奈良県とか高知県はやって、小・中学校です、三重県ちょっとゼロだったのが寂しいなと思ってましたので、そういう告知もしていただければというところもありますし、ぜひ、この部分の予算確保は、また知事のほうもぜひお願いをしたいなというふうに思ってます。新政みえとしてもこの部分の予算要望、政策要望で年末にも述べさせていただいたかなと思いますので、ぜひ拡充のほうです、お願いをしたいなと思いますので、これで3番目の質問を終わります。どうぞまたICTの普及について取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

続いて、ラウンドアバウトの整備についてということで、ラウンドアバウトって何やねんという話なんですけども、環状交差点という意味でございまして、信号機のない円形の交差点で、ぐるっとう周回を回するという意味です。車が回る円状のところが優先になっているという交差点であります。ちょっと後ほどまた図を示しますけれども。

私たち新政みえも、毎年度知事へ政策要望、予算要望する中で、このラウンドアバウトの普及というのもずっと前から、私が当選する前から項目に上げさせていただいて、常々記載をさせていただいておりまして、視察を行ったりなんかしながら、その効果的な部分を見させていただいておりました。

今回、三重県初のラウンドアバウトが試行運用されますよということでお知らせもいただきまして、3月4日から6月1日まで、（チラシを示す）こういうチラシも今配っていただいておりますけども、やります。どこでやるのということなんですけれども、（パネルを示す）伊賀市の三重県伊賀庁舎の隣に今伊賀市役所の新庁舎を建設しておりますけど、その角のところですね。この交差点でやるということでございます。

私も子どものとき、四日市市の市役所の前にロータリーがあったので、

てつきりもう四日市でやっているのかなと思ったら、あそこは信号機がついてたらしくて、完全なラウンドアバウトではなかったと。しかも、あのときはたしか3方向しか、全部4方向になってなくて、1方向は行きどまりでしたので、確かに完全なラウンドアバウトではなかったかなというふうに思っていますが、今回三重県初ということでございまして、じゃ、どういうふうに通るしたらいいのかというのもあわせて、（パネルを示す）これも先ほど示したチラシに書いてありますので、県土整備部の方からもいただいた資料で図示をさせていただきましても、こういうふうに信号機がなくて真ん中にこうロータリーがありまして、この南から例えばこう上がってきた青い車は、このここの円が優先ですので、ここで徐行して交差点に入ると。ただし一旦停止はしなくていいんですね。一旦停止はしなくていいと。後でちょっとそれを聞きますけども。このまま徐行して進入して、この環状に沿って行きますと、時計回りに通行すると。できる限りこの環道の左側を通行しながら、交差点をこの環状から出るときはウインカーを出して出ていくということですね。こういう感じです。逆走は禁止と。これ逆走ですね。これ全部逆走になりますので逆走は禁止で、この時計回りに回りますということですね。交差点に入るときは左折で入ると。でも、ウインカーは不要なんですね。なかなかこれいろんなルールがあるなというふうに思いますし。

じゃ、歩行者どうしたらええかというところなんですけども、歩行者は、（パネルを示す）ここにこの歩行者横断指導線内というのがあります。ここを横断するときは渡ってくださいと。この環道の中を歩いていかないようにしてくださいねということであります。

じゃ、自転車は。自転車はどうなるのか。（パネルを示す）自転車は、てつきりここを通るのかなと思ったら、この環道の中に入っていいんですね。環道の中を走りましょうということでありまして、これももちろん逆走は禁止でありまして、車と同じようにこう時計回りで回って出ていくという、こういう通行方法であります。

これ、こういう通行方法は、なかなかこれ周知、チラシで今周知してもう

ていますけど、なかなか一般の方にわかりにくいなというふうな思いもありますので、そういう周知をどうしていくのかということと、それから、この整備ですね。幾つかこのラウンドアバウトに関しては整備の部分で候補地があったというふうにお聞きをしていますけれども、その中でこの伊賀市役所の新庁舎のこの交差点になるというのは、交通量ですとかもろもろの要素があったと思うんですが、その判断基準の部分はどういう部分があったのかということと、今後このラウンドアバウトも、三重県にラウンドアバウトを広めていく第一歩ですというふうにごこのチラシにも書いてありますけど、これから展開をしていく上での、どういう展開を市町と協議をして進めていくのかということと、それから最後に安全対策ですね。車の速度は確かにゆっくりになるんですけども、先ほども言いましたこの歩行者の部分で言いますと、（パネルを示す）これちょっと懸念するのが、この横断をするところはですね、横断歩道ではないんですね。あと夜間。これ市役所の前ですので、夜間でもですね、市職員が、四十九の新しい駅から歩いて来られる市職員もおられるかもしれませんが、そういう夜間の横断なんかに、この歩行者横断指導線内というのが、横断歩道のように、白線を引いてないので、車とぶつかるんじゃないかとか、あと夜間自転車が走っているときにまた車とぶつかる可能性がないかとか、昼間ももちろん危ないんですけど、特に夜間のそういった安全対策等々ですね。こういう部分もしっかりと対応ができていのかどうかということとを少しお聞かせをいただければと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** ラウンドアバウトの実施箇所の選定経緯と今後の展開、そして周知であったり安全対策はどうなっているのかということとにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、試行運用の実施場所の選定でございますが、県内の交差点につきまして、交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状、信号機の有無などの条件を検討をいたしまして、議員から御紹介いただきました伊賀市役所の新庁舎前の交差点で試行することを決定したところでございます。

具体的には、1日当たり総流入交通量が約6000台ということで、ラウンドアバウトが有効とされる1万台以下であること、現状で信号機が設置されていないこと、そして交通事故の発生も見られたこと、さらに、既存の交差点の敷地内で試行運用ができる箇所であったということから、県警察や有識者の御意見もいただいた上で選定を決めたところでございます。

事前の調査の中で、本交差点につきましては信号機がないということで、見通しがよく、特に朝の時間帯、8時台に、先ほど画面でも御紹介いただきましたが、南北方向の直進交通が比較的高速で連続して通過をしていったということで、東西方向から交差点に入ってくる交通について、長時間の滞留が発生しているような状況を確認したところでございます。

このような状況から、ラウンドアバウトの運用によりまして、交差点への進入速度や滞留時間の変化などの導入効果を検証できるものと考えているところでございます。

また、試行後にはアンケートもいただきまして、道路利用者等の御意見をいただきまして、今後の展開に活用をしていきたいと考えております。

今後の展開でございますが、ラウンドアバウトのメリット、デメリットを市町を含めた道路管理者と共有をいたしまして、ラウンドアバウトが適用できる交差点があれば、県警察と連携して検討していきたいと考えております。

次に、周知及び安全対策の部分でございます。

試行運用に当たりまして、事前に、ラウンドアバウト試行運用実施のお知らせということで、先ほど議員のほうからも御紹介いただきましたが、通行ルールにおける留意点などを記載をしましたリーフレットを伊賀市内の住民の皆様へ全戸配布をいたしました。また、地元自治会等に対しまして説明会を実施するなど、住民の皆様への周知にも努めてまいりました。

現場の安全対策でございますが、試行運用開始後の2週間は交通誘導員を24時間体制で配置をすることとしております。

また、ラウンドアバウトの中心の円形部分、中央島と申しますが、その位置についても直進車のスピードが抑制されるような配置を検討したところ

でございます。

歩行者が横断する部分につきましては、歩行者横断指導線というのを設けて、夜間におきましては自発光ライトで歩行者が認識できるような対応をするなど、安全対策に十分留意して取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） はい、ありがとうございます。

設置の基準もお示しをいただきました。1万台以下というところと信号機のない交差点というのは、なかなかこういう新設の市役所の庁舎の隣というところだとこれから増えてくるし、そういうふうになかったという部分ではいいんですけど、三重県内のいろんな道路で1万台以下で五、六千台で信号機がないというのはなかなか難しいんですけど、それでも多分それぞれの市町にとってはこういうところという部分で、信号機を設置する、全県的には要望が多い中でなかなか実現をしないんですが、そういう部分でこのラウンドアバウトというのは、一つ整備として有効なのかなというふうにも思っています。ぜひ、これを周知も含めていただき、ここの場所の周知も含めるとともに、このラウンドアバウトという環状交差点の効果というの周知を、これから検証した後ですけども、お願いをしたいなというふうに思っています。

ただ、このリーフレットで全戸配布を伊賀市内というふうにはお聞きしましたけども、市役所とか隣の県庁舎もありますので、市外の方もみえるなどというところもありますので、そういう部分で、周知の方法というのはいくら工夫が必要なんじゃないのかなというふうに思っていますので、その点はいかがでしょうか。ほかの方法考えられないかということ。

○県土整備部長（渡辺克己） 市内の方の御利用であるということでございますので、県のホームページなどでも周知を図りたいと思っております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） はい、ありがとうございます。ホームページですとか、また4月から新しい県の情報の番組、番組といいますか、ありますが、そういうところでも告知をしていただくとか、また三重テレビやNHK等々でも多分この試行のときには報道等もされるかなと思いますけど、そういう報道機関へのプレスですとか、そういったところでの市外の方への周知というのもしっかりしていただかないと、多分初めて通る方は戸惑うのかなというふうに思います。

私も現場、ちょっと見たことありますけど、自分で走ったことはないですけど、多分初めて来た人でちょっと戸惑う人がいるよなと思ったのを感じてますんで、ぜひ、そこの周知をお願いをしたいなというふうに思っています。

あと、部長おっしゃらなかったのですが少し言うと、（パネルを示す）構造上も少し直進ができにくいような状況に道路構造がなっていると。ここ実は真つすぐではなくて、ちょっと内側に入ってるんですね。この道路も内側にこう入ってるんですね、ちょっと道路整備の分がね。内側に入ってから入るようになってるので、減速できるだろうというふうになっています。

そういう部分での道路構造上の安全対策もしていただいているということと、夜間の、自発光ライトをつけていただくということで、夜間の安全対策にも取り組んでおるということでありますが、実証実験、試行運用していただいている中でしっかりとした検証をぜひお願いをしたいなというふうに思っています。

最後に、そのアンケートの実施ですけど、これも伊賀市役所と伊賀庁舎内に置くということなんですけども、市外の方が通ったとき、初めて通った方の印象的な部分もあるので、このアンケートについても少し広報的に広げていくことの可能性というのはありますか。

○県土整備部長（渡辺克己） 先ほどの周知をホームページでする際には、アンケートといいますか、御意見を受けられるような体制にしていきたいというふうに思います。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） はい、ありがとうございます。初めてこうしてラウンドアバウト実施をしていただくということでありますので、ぜひその検証が幅広く生かせるようお願いをしたいというふうに思います。

最後に、あおり運転の取り締まりということでありまして、全国的に、東名高速道路でのあおり運転によって御夫婦が亡くなるという事故があつて以降、それ以前からも少しありましたが、あおり運転というのが全国的に今問題になっておりまして、毎日のようにテレビのワイドショーなどでは、あおり運転の動画が出ていたりしておりますけれども、三重県におきまして、このあおり運転の取り締まりの状況ですとか、今後の対策といった部分で、少し今の県警の取組をお聞かせをいただければと思います。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） それでは、あおり運転の取り締まりの状況、それから各種の対策ということで答弁をさせていただきます。

このあおり運転につきましては、道路交通法上では、特段の定義というのがないところでありますが、こういった行為が行われた場合の考えられる違反の形態ということで申しますと、前方の車に異常に接近するような車間距離保持義務違反、あるいは後方の車に危険を感じさせる形での進路変更した場合の進路変更禁止違反などが考えられるところであります。

いずれにしてもこういった行為は一般のドライバーに非常に危険を感じさせる悪質、危険な運転の一つだというふうに認識をしております。

そういったことから警察としても取り締まりに力を入れておりまして、平成30年中の取り締まりということで申しますと、ドライブレコーダー等の映像を端緒にした事件などで、いわゆるあおり運転に関連する違反ということで、道路交通法違反で189件のほか、不法な有形力の行使があつたと認定をいたしまして暴行罪1件を検挙しているところでございます。

特に、高速道路におきましては、車間距離保持義務違反取締装置で、ホークアイという製品名の機器がございまして、これを活用して写真撮影に加え

てレーザーを照射して車間距離の測定によって取り締まりを行っております。

また、通称でスカイアイ取り締まりと呼んでおりますけれども、県警航空隊のヘリコプターと地上の警察車両が連携をいたしまして、空陸一体の取り締まりを行っているところでございます。

また、そのほかの対策面ということで申しますと、運転免許の更新時講習をはじめとした様々な交通安全教育におきまして、あおり運転などが悪質、危険なものであることや、これらの行為が禁止されていること、また、違反行為に対しては取り締まりに力を入れているといったことの周知に努めております。

また、万が一危険な運転者に追われるといったことがあった場合には、サービスエリアなど、交通事故に遭わない場所に避難した上で、110番通報をしていただくようお願いをしておりますほか、日ごろ車を運転される際には、周りの動きに注意をし、思いやりの気持ちを持って、譲り合い運転をすることが大切であることなども広報しているところでございます。

県警察といたしましては、あおり運転の未然防止に向けて、悪質、危険な運転の取り締まりと広報啓発、あるいは交通安全教育等などに引き続き注力してまいるところでございます。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

ちょっと私もメモし忘れて、ひょっとして答弁されていたかもしれないんですけど、車間距離保持義務違反の取り締まり装置、いわゆるホークアイという、手動といますか、スカイアイは上からも見て県警ヘリと連動した取り締まりですけど、覆面パトカー等々に搭載をする車間距離を保持してるかどうかを見る機械ですね。取り締まり装置ホークアイ。これは今、県警としては何台ぐらいお持ちで、どういうところで整備をしてるかというのがわかりますでしょうか。

○警察本部長（難波健太） こちらは、今、当県警で保有しているのは1台、

1セットでございます。高速隊の拠点のほうで保有をしております、基本的には高速隊、高速道路上を中心に必要な場所で活用させていただいているところでございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） はい、ありがとうございます。

来月には、いよいよ県民の皆さんが待っていた新名神高速道路の四日市北ジャンクションから亀山西ジャンクションまでの区間が開通をして、あと東海環状道も大安まで延びるといことで、高速道路網が発達するということは、渋滞が解消されることによって逆に飛ばす車もあらわれてくるのかなという部分では、今後も一層の取り締まり等々をお願いをしたいなというふうに思いますし、私もお聞かせいただくと、県警のホームページだけじゃなくて、ツイッターもあって、しかもその県警のツイッターでは取り締まり情報も事前に載せていただくということです。これは確かに載せてもらったほうが警戒をしてそういう危険な運転をやめようという抑制につながりますので、ぜひ、事前に取り締まりをやりますよという情報、これからどんどんとツイッター等にも掲げていただいて、こういう危険な運転が少しでも減っていくような取組をぜひ充実をさせていただければなと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

あと5分残りましたので、予定どおりで、最後、私も別の大人の事情で、もう4月以降はこの場におりませんけれども、私、この4年間で6回一般質問させていただきました。この伝統ある三重県議会の中で、こうして皆さんと政策議論させていただいたのは本当にありがたかったなと思いますし、知事をはじめ執行部の皆さんも本当に真摯に御答弁をいただきましてありがとうございました。この3月で退職をされる方々もおられると思いますけども、特に私が思い出に残っているのは、この3月に成立をできるだろうなと思っている犯罪被害者等支援条例、本当に井戸畑環境生活部長には2回も質問させていただきましたが、本当に形になるものをつくっていただきましたし、知事にもいろいろ努力をいただいたこと、本当に感謝申し上げたいなと

思っています。

今後も、この三重県議会の議場でいろんな議員の皆さんと執行部の皆さん、本当に真摯に議論をされて、県民の生活向上に寄与することを祈念いたしまして、大分早くなりましたけども、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前田剛志） 暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（前野和美） 御苦勞さまでございます。休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。16番 野口 正 議員。

〔16番 野口 正議員登壇・拍手〕

○16番（野口 正） 改めまして、皆さん、こんにちは。自由民主党県議団、松阪市選出の野口正でございます。ネクタイをいつも松阪木綿にしていたんですけど、実は家内に買ってもらった唯一のネクタイを持ってきてまして、今日は最後になるかわからんということでございますので、ネクタイを家内のものにさせていただきました。ありがとうございます。

今日は、2月26日、いろいろあった日なんですけど、実は私のおふくろの誕生日でございます。そんな記念になるべき日にさせていただくということで、大変うれしく思ってます。本当は2月22日の予定でしたんですけど、ニ

ンニンニンの日は先輩がどうしてもというのがありましたので、今日にさせていただきます。

それでは、早速、議長の許可をいただいておりますので質問させていただきます。まず、津松阪港の現状と課題についてということでさせていただきます。

津松阪港は、三重県のほぼ中央に位置し、中南勢地域の産業、商業などの基盤となる物流拠点で重要港湾にも位置づけられています。特に松阪市に位置する大口地区については、南海トラフ地震やそれに伴う津波発生時には、緊急物資等の輸送活動や防災活動の拠点としての役割を担うものとなっています。

この津松阪港大口地区については、岸壁等の施設建設後、相当の時間が経過しており、老朽化が進んでいます。現在、岸壁の老朽化の対策が行われているようですが、その進捗については、港湾利用企業等からの心配の声も聞かれているところであります。

また、港は埋立地に建設されているため、地盤沈下が起こりやすいと考えますが、建設時にどのような対策を実施していたのでしょうか。また、日常的な管理をどのように行っているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

さらに、大口地区付近は遠浅であるため、河川から流出する土砂が航路、泊地に堆積しやすい状況となっていますが、県は港内における土砂等の堆積の状況をどのように把握され、対応することとしているのかについてもお伺いしたいと思いますので、御答弁をお願いいたします。よろしく申し上げます。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 津松阪港大口地区の老朽化、地盤沈下、そして土砂堆積への対応についてお答えをさせていただきます。

県の管理する19港湾におきましては、施設の長寿命化を図るため、維持管理計画を策定し、これに基づき施設の修繕を行っています。

津松阪港大口地区においても、維持管理計画に基づき岸壁の更新工事を実

施しており、現在までに、岸壁延長390メートルのうち216メートルが完成しています。引き続き、残る区間の更新工事を着実に進めてまいります。

地盤沈下対策につきましては、港を建設する際、岸壁や背後の埠頭用地などで地盤沈下のおそれがある箇所には地盤改良工事を実施しています。

津松阪港大口地区においても、地盤沈下が見込まれる箇所につきましては、サンドコンパクションパイル工法や深層混合処理工法などにより地盤改良工事を実施してきました。

現況では港湾利用に支障となるような沈下は認められませんが、日常的にパトロールを実施し、施設の状況把握を行っているところでございます。

しゅんせつにつきましては、津松阪港大口地区の航路や泊地は、河川の河口部に近接していることから、河川から流出する土砂が堆積する傾向にあります。

そのため、船舶航行の安全や港湾利用者の活動に支障のないように、平成19年度から平成26年度にかけて航路及び泊地のしゅんせつを実施いたしました。

その後は、海底までの深さをはかる深浅測量を定期的に行っております。今後も引き続き深浅測量を行い、堆積状況の把握に努め、必要に応じて維持しゅんせつを実施してまいりたいと考えております。

以上です。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正）

ありがとうございます。申しわけありません。ちょっと花粉症が出て目がちかちかして声がかがらしていますので、ちょっと聞きづらいかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

再質問ということでさせていただきます。岸壁の工事、390メートルのうち216メートルが完成してということですが、これは何年ぐらいで完成するつもりでおるのかをお聞きしたいと思ひます。

それと、地盤沈下のサンドコンパクションパイル工法とかいろいろやっ

おられるみたいですが、成果があるということですが、確かに地盤沈下して段差ができとるんですね、岸壁のところで。釣りをする人とかそういう方にとって、ちょっとやっぱり危ないとかそういう話も聞かせていただいています。そこら辺の対応とか対策はどうされておるのかなということをお聞かせいただきたいと。

それと、土砂の堆積対策ということで、平成19年度から26年度にかけてやっていただいたと。これは5年に一遍ずつぐらいやっていただくと聞いていたんですけど、今、土砂がどんどんたまる傾向があります。特に大雨が降ってきていますので、かなり厳しい状況が続いているように聞いています。航路以外でも、例えば、三渡川とかいろんなところから流れてくる河川によって、近辺の土砂がかなり増えてきておりますので、そこら辺も含めて土砂対策、航路の確保というのは大変だと思うんですけど、航路、毎年測っていただいているみたいなんですけど、現状としてどのぐらいいけるのかなというのもお聞きしたいと思います。お願いします。

○**県土整備部長（渡辺克己）** まず、岸壁工事の件でございますが、残りが174メートルございますが、事業実施できる時期がかなり限られておまして、それとワンスパン24メートルだっと思っておりますけども、施工区間が限定されますので、その辺の考慮をしながら工事をおこなうわけでございますが、今後の予算の確保もしながら進めていきたいと思っておりますが、いつまでというのは現時点でお答えができない状況でございます。

次に、地盤沈下対策の件でございますが、先ほどの答弁でもお答えを申しましたが、パトロール等をやりながら必要な修繕を実施していきたいというふうに考えてございます。

それと、しゅんせつにつきましては、一部7.5メートルを切っているところもございますが、余裕の中で運航してございますので、現時点では航行に支障のないことは聞いてございますので、引き続き測量を行いまして、現況把握に努め、必要が生じましたらしゅんせつをやりたいというふうに考えてございます。

以上です。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） よろしくお願ひしたいと思ひます。周りの企業の方々からも一生懸命やっただくというのは聞いてますし、一生懸命いい人材も入れてもらって管理をしていただけてるよという話は聞いてますので。

ただ、先ほどから言っていますけど、岸壁等については継続して事業を行っていただかなければなりません、継続できるかどうかという心配が多々出ます。ですから、よろしく継続できるようにお願ひしたいと思ひます。

あと、パトロールをしっかりやっていただくということでお願ひしたいと思ひます。土砂の堆積については、常に管理されとるということですので、安心というわけじゃないですけど、これもお願ひしたいと思ひます。

それと、ちょっと話がかわるんですけど、同じ岸壁の中で、中部国際空港へのアクセスの件があったと思うんです。アクセスがあった航路が廃止されました。今、その埠頭がそのまま残ってますんですけど、これって県の部分と、市の部分は市が建てとるんですけど、これの利用をどういうふうにされてるのか、また考えてみえるのか、それともそのまま置いておくのか、そこら辺をちょっと心配している市民の皆さんがみえますので、県としてアクセス用の建物とか、敷地の活用をどのように考えておられるのか、もしわかればお願ひしたい。

○県土整備部長（渡辺克己） 中部国際空港アクセス航路の旅客埠頭跡地についての御質問でございます。

中部国際空港へのアクセス航路が廃止となりまして、未利用地となつてございます旅客埠頭の跡地につきましては、平成30年10月に、松阪市長から、民間活力を用いて港湾の振興を図る土地とすべく、港湾計画の変更等の手続を行うよう要請を受けたところでございます。

県といたしましても、港のさらなる利活用を図り、地域の産業を支えることが重要であると考えておりますので、港湾計画の変更に向けて手続を進めているところでございます。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） ということではですね、今のところこれというものはないという解釈でよろしいんですか。

○県土整備部長（渡辺克己） 埠頭跡地につきましては、今、アクセスのための用地となっておりますが、工業系の土地利用への変更をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） 工業用ということでございますので、何とぞ活用していただき、皆さんのために利用していただくようお願いを申し上げまして、この件に関しては、これで終わらせていただきます。

続きまして、災害後の対策について質問させていただきます。

昨年発生した台風第24号の災害で国道166号が通行どめになりました。災害状況は、写真の状況で示すような状況でございます。

（パネルを示す）これを見ていただくと、岩の部分に土がたまっていた、その土が岩のところから剥離して、そのまま落下して国道のほうへ来た。下の道路まで影響を受けたという状況でございます。

通行どめによって、いろんな混乱や地域住民に不便をかけるような事象が今回、多数発生しました。災害の発生後には、流言飛語が飛び交い、うわさ、また自分なりの解釈をすることによって混乱が生じることが多々あったと聞いております。

今回の国道166号通行どめについて、私も含め、他の議員にも数々の情報や要望もたらされたことと存じます。

私は、災害対応に当たった県職員は適切に対応しており、対処についても問題があったとは思っておりませんが、確かに情報提供においていかがかなと思ったところがありました。説明をお聞きしたところ、納得をさせていただいたところでございますが、しかし、行政と直接かかわらないような方々にとっては、生活に直結することであることにもかかわらず、どうしても状

況がわからないというような情報不足が生じた部分もあったのではないかと感じています。

そこで、県として国道166号における災害後の対応について、どのように考え、どのように行動したのかについてお伺いしたいと思います。

また、今回の対応について反省すべきところがあったのかと思います。災害が常時起きている現状を考えると、今までの対応では不十分だと思いますが、今後の災害後の情報提供について県としてどう対応していくかも、あわせてお伺いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 昨年の台風第24号に伴う国道166号通行どめの情報提供についてどのように対応したのか、そして、今後どのように対応していくのかについてお答えをいたします。

昨年9月30日に発生しました一般国道166号松阪市粥見地内の災害でございますが、大規模なり面崩落であったことから、復旧には時間を要すると判断をいたしまして、10月3日に松阪市、地元連合自治会長等に状況説明を行いました。

その後も、町内放送、地元自治会での説明、チラシの配布、松阪市ホームページでの情報提供などによりまして、地元住民や道路利用者に対しまして、迂回路や現場状況の周知を随時実施してまいりました。

また、復旧に向けた対応では、作業の安全を確保しつつ、不安定土塊や倒木の撤去、仮設防護柵の設置、ガードレールの復旧等を行い、12月7日に片側交互通行を開始いたしました。

現在は、今年10月下旬の全面開放に向けて、鋭意復旧工事を進めているところでございます。

今回の国道166号における災害におきましては、長大かつ急峻なり面からの大規模なり面崩落であり、崩落後も不安定な土塊や立木が存在するなど、大変危険な状況であったことから、被災後の早い段階では、交通開放時期が確定できませんでした。

このため、詳しい説明がないなどの御意見をいただいております、地域の皆様や道路利用者が最も必要とする交通開放の時期の公表について、十分な対応ができていなかったと考えております。

今後、このような大規模な災害におきましては、初期の段階から、関係機関に対し、より丁寧に現状の情報共有に努め、復旧に向けた県の動きを様々な手法を用いて詳細に周知していきたいと考えております。

さらに、交通開放につきましては、現場の状況により、時期の変更が生じる可能性も含め、早期の公表と周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） ありがとうございます。

国道166号だけではなくて、こういう危険なところっていっぱいあるんですよ。多分把握されていると思います。松阪市においては昔丹生寺の山崩れがありました。いっぱい危険な場所ってあるんです。

ただ、それが運がいいことに夜やったりそんなんで、人災がなかったという事実があったからよかったようなものの、いつ起こるかわからない。その対応をすぐしていただかないと困るわけです。

だけど、それは誰がするのかという問題があると思います。大雨が降りました。どうも山崩れが来ると。山崩れが来たときに、来る予定だけでは道路はとめられないと思いますが、だけど、とめなかったら事故を起こしますという矛盾があると思います。

そこら辺というのは、どのように対応されているのか、ちょっとお聞きしたいなど。そういう把握をされた上で判断するのは、どういう判断をしてどういう時点で通行どめにするのか、それともどうするのかというのは多分持っておられると思うんですけど、そこら辺の対応というのは、簡単で結構ですのでちょっと教えてください。

○県土整備部長（渡辺克己） 全ての道路ではございませんが、道路ののり面等で崩落の危険性がある箇所につきましては、雨量規制区間ということで、

一定の雨が降りますと事前に通行どめをする区間を定めており、基本的には雨量、時間雨量だったり累積雨量によって事前に通行どめをさせていただくようにしております。

あと、のり面につきましては点検をさせていただきますので、点検によって優先順位を決めてのり面对策をやっているというような状況でございます。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） ということは、今回の状況、雨の量とか、通行どめにしなかった、災害があつてからしたんだけど、この判断というのは、いつごろ、どのような格好でされたか。

○県土整備部長（渡辺克己） 今回崩落のございました区間は、事前雨量規制区間でございますので、一定の雨量に達した段階で事前の通行どめをさせていただいてるということでございます。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） していただいたということで、多分それで事故がなかったんだと。

ただ、とめたことによって、住民の方からいろんな批判が来たと思います。私のところにも来ましたし、多分ほかの議員も、いつ開通すんのと、生活できんやんかと、コンビニに至っては仕事にならん、潰れる、いろんな話を聞かせていただきました。住民からこのような状況の中で、どのような意見が出て、どのような対応したというのはわかりますか。

○県土整備部長（渡辺克己） いろんな御意見、建設事務所のほうには来てございました。その中で、道の駅の茶倉がございましたが、そこへなかなか行けないという声をいただきましたのと、あと、議員紹介いただきましたように、コンビニの営業が思うようにいかないというような意見をいただきまして、周知看板等は出させていただいて、迂回路等の標示をさせていただいたところでございます。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） ありがとうございます。

もうこれ以上話はしませんけど、一生懸命やっていただいたということは重々把握をしています。

ただ、そうは言いながらも、私も行かせてもらいましたけど、迂回をしたりするとき、やっぱり案内板とかが見にくいというのがありました。その件に関しては、ちょっと意見として松阪建設事務所のほうにも言わせていただきました。

ただ、これほどこまでやってええのかというのはあると思います。

それと民間の人が勝手に何か書いたやつとかそんなんもありました。

ただ、確かに情報が、漏れると言うたらおかしいけど、一生懸命やってはいただいているんだけど、やっぱり全体が納得できるような状況ではないのかなという思いがありますので、これから、ぜひ、そういう面を含めて検討をお願いしたい。

それと、これは机上でのごたごたすることよりも、実際起こったときの後の行動、またその実践によって、これからいろんな面でやっていただくことになると思いますので、これを教訓としてもらって、今までのことも含めてデータとしてまとめていただいて、これからの参考にしていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。では、続きまして、障がい者の働く場所について質問させていただきます。

三重県においては、私ども議会においても、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例を定め、障がい者差別の解消を図るための取組が多くされております。

しかし、障がい者の就労に関することは少ないのかなという思いがしておりますので、質問させていただきたいと思います。

障がい者等が社会へ出てから、生きがい、居場所について、私は所管の常任委員会の委員長ですので、社会へ出てからの働く場所に特に絞りたいです。福祉のほうに関しては、ちょっと立場上言えないので、雇用ということについてお話を聞かせていただきたいと思います。

福祉ではなく、雇用としてしっかり生活基盤をつくる必要があると私は考えております。県としても今回の新規で障がい者の働きやすい職場づくりモデルの事業として131万9000円、また、農福就労支援円滑化地域モデル事業として439万円の予算を新規につくっていただいております。

御存じのように、障がい者の方については、小学校、中学校、高校と、ある程度福祉的な部分については居場所があるんですね。これはもう御存じのように、居場所があってやっていただける。

ところが、社会に出ると途端に居場所がなくなる。居場所がないというよりも、私は社会に出れば当然障がい者の方も働くということが大事なことだと思います。働くということについて、どうも環境的に余りないのかなという思いがしております。

御存じのように障がい者の方々、社会に出る、学校を卒業する、そうすると大体自宅、またいろんな工作所とか授産所、いろんな福祉の施設に行かれるわけです。それはあくまで流れの中で行って、本来はやっぱり働きたいと思うんですよ。働いて自分でお金を稼ぐ。これが人間の本来の姿やと。そのために県が、国もそうですけど、就労継続支援A型とかいう部門で一生懸命いろんなことやっていただいています。

しかし、現実問題として、障がい者の方がまともに働く場所が余りない。

そういう状況の中で、働く場所、行政もそうですけど、行政もいろいろありましたが、やっぱり企業の方で働いていただくというのが一番数的にも多いし、お願いをしたいと。

しかし、実際に働くとなると、やっぱり障がいのある方というのはいろんな難しいことがあります。私も社会福祉法人の理事をさせていただいて、企業の方をお願いをします。働かせてください。お願いです、勤めさせてください。

ところが、社長はわかりましたと言ってくれるんですけど、そして担当の方も大丈夫なんです。じゃ、頑張りましょう。ところが、いざ現場へ入ると、やっぱり現場の人にとっては一人増えた、工数的に一人が増えたから、仕事

は同じなんだけど、その人の分の仕事はやると思ったらそうじゃないと。やっぱり障がい者の方というのはすぐわからないので、いろいろ教えなきゃならない。いろいろ指導せないかん。それが結構重荷になって、抵抗があったと。そういう話も聞かせていただいて、なかなかうまくいっていない状況があります。

ですので、行政も含めてなんですけど、各企業に対してですね、どのような考えを持って、どのように指導して、どのような働く場所をつくっておられるのかを一度聞かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、障がい者雇用の現状と県の取組について御答弁を申し上げます。

県内の障がい者雇用の状況につきましては、平成29年の県内民間企業等における障害者実雇用率が2.08%となりまして、2年連続で法定雇用率を達成をいたしました。また、法定雇用率達成企業の割合は61.3%となっておりまして、いずれも近年は全国平均を上回っている状況でございます。

一方、昨年4月から障害者雇用促進法の改正によりまして、法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられております。さらなる雇用促進に向けた取組が必要となっていると考えております。

県では、障がいの有無にかかわらず、誰もがいきいきと共に働くことが当たり前の社会を実現するため、三重労働局をはじめとする関係機関と連携し、民間企業における障がい者雇用の促進に努めているところでございます。

具体的には、ステップアップカフェCottic菜は、平成26年12月のオープン以来、これまでに10万人を超える方々に御来店いただき、また、Cottic菜を会場として、企業等で働く障がい者が講師となって、仕事のこと、生活のことなどについて話をするステップアップ大学には、今年度、これまで約150人の方に御参加をいただきました。

こうした障がい者との交流を通じまして、多くの県民、企業の方々に障がい者雇用への理解を深めていただいたと考えております。

一方、三重県障がい者雇用企業推進ネットワークには、261社に登録をいただいております。ネットワークを通じて、障がい者雇用に係る情報を提供しています。ネットワークを活用し、県内で障がい者雇用に積極的に取り組んでいる企業の見学会の実施や、企業、特別支援学校、福祉関係者の情報交流会、先進的な事例を紹介するセミナーの開催などによりまして、企業の障がい者雇用を進める人材育成にもつなげているところでございます。

このほか、就職面接会の開催や、企業現場における委託訓練の実施により、円滑に雇用につなげるための企業と求職者のマッチングを図っております。

このような取組を進める中、企業からは、障がい者雇用の現場でのノウハウなどの情報を提供してほしいといった声がございます。

また、雇用の場の確保とともに、障がい者が職場で定着し、働き続けるためには、企業と就労支援機関等との連携や、障がい者にとって、やりがいを持てる職場、働きやすい職場づくりを進めるなど、雇用の質の向上が重要な課題として浮き彫りになっております。

今後は、こうした課題を踏まえまして、これまでの取組の充実・強化を図ってまいります。

ステップアップカフェCottic菜については、さらなる認知度の向上に努めるとともに、県民や企業との交流を進め、障がい者雇用への理解促進につなげてまいります。

また、求職者を対象としました企業見学会の開催など、三重県障がい者雇用推進企業ネットワークを活用した取組を充実、強化をいたします。

求職者が増加している精神障がい者については、就労と定着を進めるため、精神障がい者を対象とした委託訓練先の拡大なども進めてまいります。

さらに、平成31年度からの新たな取組として、障がい者の働きやすい職場を実現するためのモデル事業を実施したいと考えております。複数企業の担当者が、情報共有や意見交換をしながら課題の解決を目指す取組に対し、障がい者の就労や定着支援に係る専門家を派遣して支援してまいります。

こうした取組の成果を三重県障がい者雇用推進企業ネットワークを通じて

県内企業に広げてまいります。

これらの取組に加えまして、企業と就労支援事業所が連携して取り組む雇用定着の仕組みづくりへの支援や、障がい者が働く可能性を広げるテレワークなどICTの活用にも取り組んでいきたいと考えております。

引き続き、関係機関と連携をするとともに、新たな課題にもチャレンジをいたしまして、より一層の障がい者の雇用の場の拡大と雇用の質の向上を目指してまいりたいと考えております。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） ありがとうございます。それなりに頑張っていたでいて、就労の成果を上げていると。

ただ、障がい者の方が学校を卒業して働ける年代になったと。しかし、全員が働いているわけではない。2%、3%。中には働きたくても働けない状況の方もおられると思うんですけど、こんな割合というのはどれぐらいかというのは大体把握されていますか。

○雇用経済部長（村上 亘） 済みません。雇用経済部では把握はしておりません。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） 就労継続支援A型ですね。一時はやりまして、多くの方が就労支援のグループをつくってもうたりしていただいた。

ところが、国の補助金、県の助成金がなくなったと。どんどんなくなっていったという状況を聞いております。

今就労継続支援A型の状況というのは分かりますか。どんな状況。どれぐらいあってどれぐらい減ったのか。初めは少なかった。法律が変わる前は。それで、A型で法律が変わって、A型で国からの助成金や補助金が入るようになった。それによってかなり多くの方がつくってもらったはずです。

ところが最近、また助成金、補助金がなくなってきた。それによって、やめてはいないけど細々しとる。その辺の把握というのはされていますか。

○雇用経済部長（村上 亘） これに関しましても雇用経済部では把握はして

ございません。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） ということは、障がい者の人が実際にどのぐらい、どこで働いているか、そういう状況というのはあんまり把握していない、これは国しか把握していないという解釈でよろしいんですか。

○雇用経済部長（村上 亘） 最初に申し上げましたとおり、障害者実雇用率が2.08%という数字、それから企業達成割合61.3%という数字は頂戴しておりますので、これについては了解をさせていただいております。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） ということは、100%働きたくても働けていない状況が多分あるんだと思います。これはもう現実問題見ればわかることですので、そういうことやと思いますので、国の分もあるかわかりませんが、県としても御指導願って、やっていただく、それをぜひお願いしたいと思います。

本当に卒業して、居場所と言うとまた福祉とかの問題になる可能性もあります。確かに、さっき言ったように授産所、工作所、いろんな施設があつて、そこへ行っておられる。そこで手内職とか家内職をやってます。時給200円、300円のところで働いている方がみえるんですよ。そういう人たちも、生活できないのか言うたら、障害年金とかそういうのでやっておられるんですけど、そういうような状況というのもある程度県としては把握していないですか。

○雇用経済部長（村上 亘） 把握としてはさせていただいてないんですが、ただ、障がいをお持ちの方が自立をして生活、金銭的な自立をされて生活していただけることが、この障がい者雇用の目的の一つでもございますが、障がいの状況によっていろんな可能性があると思います。

先ほど申し上げましたが、ICTを使った就労とかテレワークなんかも一つの形態だというふうに思っておりますので、いろんな就労の可能性をそれぞれ見つけながら、自立に向けて県としてできる支援はさせていただきたいと思っております。

○子ども・福祉部長（田中 功） 済みません。私から関連して現在の三重県内の福祉事業所の状況について、説明させていただきます。

現在、約300カ所の福祉事業所がありまして、A型と言われているのが78カ所で、そこで働いていただいている障がいを持ってみえる方が1414名、それからB型が223カ所で4304名となっております。

先ほど、議員からA型のほうで減ったんじゃないかというお話がございましたけれども、三重県では2事業所がいろんな事情で廃止しておりますけれども、大きく減っているという実態はございません。

以上でございます。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） ありがとうございます。

私も授産所関係をさせていただいていますので、状況等もわかっているつもりですが、5000人近くの雇用ということかな。雇用というか、卒業した人たちがやっていたく。

ただ、それでもやっぱり少ない。今、A型もB型もそうやけど、人数枠を決められているので4時間以上働けない、いろんな別のあれがあるんで、そこら辺は私もわかるとるつもりですけど、それはやっぱりこれから働いてもらうということを前提にしてやらなきゃならない。

ただですね、私もさっき言ったように福祉の関係をさせていただいてます。確かに精神、知的、身体、この3障がい、これからは発達が入るということで4障がいになると思うんですけど、このうちの発達は子どもの段階があるんであれですけど、この3障がいの人たちが働く場所というのはやっぱり必要やと思うんですよ。どこか行く。福祉に関係してくるので余りしゃべってはいけないのかもわかりませんが、やっぱり働いてお金を稼ぐ、それが大事なことだと思いますので、ぜひこれからもその辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、ちょっとお聞きしたかったのは、あるところからの話で、企業の方が一生懸命、3年も4年もかけて障がい者の人をいろいろ教育しましたと。

ところが、去年の暮れやね、例の数字をどうのこうのという、よくある話かわかりませんが、それがあって、急遽、その企業で働いている優秀な人々を引き抜いていくというような事例があったと聞かせてもらいました。これはもう意見だけ言うつもりです。あんまり言うとなれなんで。それは働く人々たちにとってはやっぱり企業よりも行政に行ったほうが親も安心するし、そういう面では動いたんやと思いますけど、ただ、そこら辺が結構多いんだということを企業の社長等からお聞きをさせていただきました。私はそれがええ悪いか別として、やっぱりお互い企業も一生懸命育てる、行政の方も当然やる。

ただ、行政の方は、ネームバリューやいろいろあって、ええとこどりをしてもらおうと困るんやという意見がありました。実際、それがどうかというのはわかりません。

ただ、3人ぐらいの社長からそんな話を聞かせていただいたので、やっぱりそれは事実としてあったんかなど。現実、私も名前も聞かせていただいとるんで、多分あったんやなと思います。

ですから、そこら辺は企業と行政、ぜひ仲よくやっていただければと思いますので、これはお願いとして言わせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、次に参ります。次は、三重県地方卸売市場の運営についてお聞きします。

旧三雲町の地方卸売市場の運営については、県として設立からかわりを持ってきていただいています。現在、卸売市場の運営が施設の老朽化、市場環境の変化によって、かなり厳しい状況になってきております。北勢地方卸売市場、大阪等の卸売市場は、民間になってきているとは聞いていますが、旧三雲町の地方卸売市場は、運営上多くの問題が生じており、県当局として卸売市場の位置づけと現状をどのように考えているのか、そして将来の方向についてどのように描いているのかをお聞きします。よろしくお願ひします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、地方卸売市場の位置づけ、現状と将来の方向についてということで御答弁申し上げます。

三重県地方卸売市場は、県民の安全・安心な食生活を支え、生鮮食料品を安定的に供給することを目的とした流通拠点ということで、昭和56年に県が中央卸売市場ということで開設をいたしました。

この卸売市場では、これまで県内の野菜や果物などの青果物や水産物を生産者から集めまして、県内の小売業者に供給する役割を果たしてきております。

こうした中、ライフスタイルの変化でありますとか食品流通の多様化等によりまして、市場外の流通が増加いたしまして取扱量が減少してきたことを踏まえまして、市場の効率的な運営と市場利用者へのサービス向上を図るために、これまで県が行ってききました施設の管理を民間に代行させるという指定管理者制度、こちらのほうを平成21年4月から導入いたしまして、民間のノウハウを活用した活性化や経営管理コストの低減に取り組んでいるというところでございます。

現在、指定管理による市場の運営につきましては、市場関係者が中心となって設立しました、みえ中央市場マネジメント株式会社、こちらのほうが行っておりまして、管理運営の効率化や県民との交流を図ります、にぎわい市場デーの開催等を通じまして、指定管理者の指定を受ける際に定めました五つの成果目標により運営を行っているというところでございます。

この目標に関しましては、一つ目が施設利用面積比率についてでございますが、こちらのほうは目標の90%以上に対して、平成29年度の実績が94.3%。そして二つ目の市場交流人口については、目標の年間延べ人数3万人以上に対しまして、実績が3万7936人。そして三つ目ですけれども、関連商品売場棟への入場者数について、目標が年間1万2000人以上ということに対しまして、実績が1万4300人というふうになるなど、全ての目標を達成しているというところでございます。

また、卸売事業者等が負担いたします施設利用料金を指定管理導入前と比

較して28%削減するというところで、場内の事業者等の負担軽減にもつなげているというところでございます。

今後についての考え方ではありますが、県といたしましては、地域の生鮮食料品を集め、県民に安定的に供給していく卸売市場の機能は、今後も重要であるというふうに考えております。

このため、さらなる市場の活性化に向けた課題や方策の検討を市場関係者とともに行っておりまして、取扱量を確保していくためには、消費者ニーズに応じた多様な品ぞろえの強化でありますとか新商品の開発など、また、市場の魅力づくりに取り組むとともに、営業力の強化が必要にもなるというふうに考えております。

今後はさらに、みえ中央市場マネジメント株式会社と連携をいたしまして、卸事業者等が取り組む産地や市場との連携による集荷力の強化や、小売事業者や飲食店への市場のPR活動などを支援いたしまして、県民の安全・安心な食生活を支える県内の食品流通の要として、三重県地方卸売市場の活性化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） ありがとうございます。

目標達成、何の問題もないと解釈しておりますが、ところが、実際問題、私のところで聞かせてもらおうと、いっぱい問題が生じています。幾らでもあります。

例えば下水道の関係、下水道による処理になって今まで30万円やったやつが100万円とか、多いところだったら1000万円、2000万円の負担になっています。何ともならん。助けてくれというのがあります。

あとは、例えば冷凍庫の件。冷凍庫の件につきましては、いろんな問題があると思います。魚屋、水産関係にとっては冷凍庫、マイナス40度近くのが欲しい。ところが野菜関係の人はそんなに要らないよと。5度まで。これは運営費とか維持費が全然違いますんでね。そこら辺も含めて、それをどこで

分担するんやと。それは、使うほうは皆さんでしてほしい。使わんほうは、いや、あんたどこでしょというような問題も生じてくると思うんですよ。そこら辺はやっぱりそのマネジメントらにやっていただくんですけど、これは行政の問題やと思うんです。行政がある程度のところまでそれをやっていただく。

私が一番心配しているのが、さっき言われた食生活を支える、守る。確かに大手の企業は自分のところで全部品ぞろえできるんです。ところが、地域の小売事業者、この人たちは、やっぱり卸売市場に行って、いろんなものを買って、それを地元の皆さんに提供する。どうしてもちょっと高くなるときもあるけど、だけど、それは地域で生活している人たちにとっては、行けない場合がある。今は配達もしていますけど、やっぱり地域の人は近くのところに行って買いたい。そういう問題があると思うんですよ。市場を運営、実際にそこでやっていた人たちで、現実として撤退しとる人が結構おるんですよ。私の隣の方はいつも買いに行ってます、そこまで。

そんなん含めてですね、もう一度聞きたいんですけど、さっき言うた下水道の問題、冷蔵庫の問題含めて、もしあれば教えてください。

○農林水産部長（岡村昌和） 具体的な課題としては2点御紹介がありました。下水道につきましては、松阪市との関係ということにもなっただろうかと思えますので、その話があることも県としても承知しておりますので、三重県地方卸売市場運営協議会というのがあります、この中に松阪市も入っていただいておりますので、その中でそういった声を伝えながら協議をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、冷蔵庫等の問題につきましても、老朽化といいますか、経年変化が見られる中で、どうしていくかというような議論をしております、これも具体的には市場機能高度化研究会というものを平成30年度に立ち上げましたので、指定管理者及び場内事業者の中で検討しておりますので、引き続き課題ということでしっかりと検討していきたいと思えます。

また、議員御紹介のとおり、非常に厳しい状況もある中で、やはり地域の

流通の要といいますか、地域の食生活を守っていくためには非常に重要な施設と考えておりますので、いろんな課題でありますとか消費者のニーズを把握しながら、市場の指定管理者とともに、しっかりと県も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） 撤退をする、減っていく、商売にならない、もうからない、本当にそういう声がどんどん来てますので、お願いしたいと思います。

下水道の件に関しては私も松阪市長に言っとるんですよ。下水道組合がオーケー出せば、組合長が出せばオーケーなんですよ。だから、下水道組合に頼めといつもお願いしとるんですけど、市長、なかなか頼みに行ってくれませんもので困っています。組合長は市長なんですけど。

さっき言うたように、卸売市場は、これからも地域にとっては必要なかどうなのかというのをまず県が検討していただかなきゃならんと。そこで検討していただいて、必要であるということであれば、それなりの対応をしてもらわなきゃいかんし、いや、もういいんだと、もう使命が終わったよと、そこまで言われるんやったら、これは民営化でもいいんだと思う。そやけど、私は地域のために絶対必要やと思ってるんで、ぜひお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げて、これは終わらせていただいて、次の空き家のほうに参らせていただきます。

質問内容が長いんですけど、5分ぐらいしかありません。空き家に関する問題です。これは全国で問題化しています。

ただ、この件に関しましては、県が余りどうのこうのという立場でないという部分もあるのは事実です。これは市町、県においては、やるべきことを対応すると。あとは国。県としてはしておられると思うんですけど。

ただですね、議員の皆さん多分そうやと思います。一生懸命いろんなところを歩かれると、本当に空き家多いんですね。空き家だけならいいんですけど、もう本当に廃屋。このままおったらどないすんねんと。そこには猫とかムカデがうろうろ。こんな状況を見ていると、空き家をこのままにしとい

てえのかなど、関係ないとは言えないと。私たちもいっぱいいろんなことを頼まれます。市町のことやからどうのこうのと言っておられません。

国の調査結果を調べましたら、2013年に820万戸の住宅、住宅全体で、13.5%空き家ということらしいです。これがどんどん増えとる。それで今、県のほうでいろいろ調べさせていただいたら、北勢地域は12.5%、全国平均より少し少ないみたいです。

ただ、中南勢地域17.6%、伊勢志摩地域16.9%、伊賀地域は15.0%、東紀州は24.2%。24.2%ということは、4軒のうち1軒は空き家ですよ。

そんな状況を見たときに、このまま県としてもほっといいのかなど。いかがなものかなどという思いをしています。さっき言ったように県がかかわり合えない部分が多いかわかりません。市町、国、だけど県として何かできるはずやと思うんです。何かいい方法ないかなと思ってちょっと質問させていただいたんですけど、いかがでしょうか。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 空き家対策について県として積極的に対応していくべきと考えるがどうかという御質問に対してお答えをいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法、通称では空家特措法でございしますが、この法律では、空き家対策における市町の役割は、所有者に対する空き家の適切な維持管理の促進、良質な空き家の利活用の促進、利活用ができない空き家の除却指導であり、県の役割は市町のこれらの取組を支援することとなっております。

県の市町支援といたしましては、空家等対策計画の策定に助言などを行うとともに、市町相互間や不動産団体等との情報共有の場づくりとして市町連絡会議を開催しております。

財政的な支援といたしましては、平成28年度から、耐震性のない木造住宅の空き家除却事業への補助を行っており、この制度を活用して空き家除却に取り組む市町が増加しております。

こちらの実績といたしましては、平成28年度と29年度の2年間で240戸の

除却に対して補助を行っており、平成30年度は262戸を見込んでおるところでございます。

また、県の補助制度以外にも、空き家の改修や実態調査などに幅広く利用できる国の補助制度に関する情報提供を行っており、今後も引き続き、市町の空き家対策に対する支援に努めていきたいと考えてございます。

以上です。

〔16番 野口 正義員登壇〕

○16番（野口 正） ありがとうございます。空き家対策240戸について支援をしていただいた。

ただ、これからどんどんですね、これは国の問題だと思いますが、絶対に必要なことであり、やっていたかかないと本当に大変なことになる。これは先に言うたように国の問題もかなりあると思いますので、知事、国に行きましたら、ぜひそういうお願いをしてほしいと思います。

全体的なことを考えていただいて、これからの日本を築いていただく大事な方だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。少し時間があります。もうとやかく言うことはございませぬが、先ほど言ひましたように、私、自由民主党県議団で大トリをさせていただきます。今年2回もさせていただきます。本当にこれも皆さんのおかげだと思ひております。次またここへ来られるかどうかはまだ定かではございませぬが、しがみついででも来るようにしますので、そのときは嫌だと思ひますが、この顔をまたお願ひしたいと思ひます。いろいろ本当にありがとうございます。終わります。

（拍手）

○副議長（前野和美） 45番、山本 勝議員。

〔45番 山本 勝議員登壇・拍手〕

○45番（山本 勝） 今日は既に4番目でございませぬけど、大変お疲れであろうと、このように仄聞するんですけども、しばらくの間、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日は朝の新聞に各社とも桑名三重信用金庫が営業開始と、こういうよう

な見出しで報道をされております。県下最大の桑名信用金庫と3位の三重信用金庫が合併をしたと、こういうことでございまして、合併後の預金金額が7500億円強で従業員数が546人ということでございますが、本当にこれからの大きな発展を期待したいなと思っております。ある人がお話をされましたら、桑名と、それから三重、この活字があって、三重よりも桑名が上に上がったなという、こんな表現をされる方がお見えでございましたが、いろいろ中身はもっと意味があるかと思えますけど、ひとつ、本店は桑名市でございまして、これから大いに発展をされるように御期待をいたしたいなと思っております。

その桑名市、そしてまた、桑名市・桑名郡選挙区から出馬をしております自民党会派の山本勝でございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、発言通告に従いまして質問させていただきますので、どうぞ参与各位の御答弁もよろしくお願ひいたしたいと、このように思います。

まず1点目、医療と介護の体制整備についてということで、特に私も2年ほど前から2回ほどこの糖尿病対策について御質問させていただきましたので、その延長戦になろうかと思えますけども、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

糖尿病といいますのは、がん、脳卒中、それから心疾患と並ぶ生活習慣病の一つであり、年々増加をいたしております。また、重症化すると人工透析を受けなくてはならなくなり、御本人も非常につらい思いをしなくてはなりません。そしてまた、医療費が高くなるなどの問題も出てまいります。

そういうような中で、高齢化が進む中、糖尿病の患者も年々増えてまいりました。2016年の国の調査では、全国で糖尿病が強く疑われる人は1000万人を上回るというような結果が出ております。また、糖尿病の患者は高血圧などを併発していることが多く、脳卒中や心筋梗塞になる可能性が非常に高くなると言われております。そして、糖尿病を放置すると網膜症、いわゆる失明、目が見えなくなるというような、こういう方向なり、それから腎症、いわゆる腎機能が低下をし、重症化して人工透析をしなきゃならない、このよ

うな症状も出てくる病名に発展します。

このような合併症を引き続き起こして、末期にはいろんな症状が、先ほど言いましたような症状が出てくるということでございまして、透析治療が必要となった場合には多くの方が週3回、医療機関に通い、4時間から5時間ぐらい透析の作業をしなければならない、長時間ベッドでお世話にならないといけない状況が出てきますし、また先ほど言いましたように医療費も年間、やっぱりこのような病名になりますと、500万円ぐらいの金額も要と言われていて、社会保障費を圧迫するという状況にもなっております。

患者の生活の質の向上や医療費の抑制の観点からも、糖尿病を併発させない、予防する、重症化をさせないことが非常に重要になってまいります。糖尿病は一度発症してしまいますと完治が難しい病気であると言われております。ですから、予防にしっかり取り組むこと、検診などを受診して早期に発見をすること、そして、発症してしまったら投薬や生活習慣の改善に取り組み、症状を抑えるということが大変重要でございます。

そういうような病名でございますが、県の保健医療施策の一つとして三重の健康づくり基本計画や、昨年度改定をされました第7次三重県医療計画においても、対策に取り組むべき病気の一つとして糖尿病が位置づけられているなど、県の取組姿勢にも強い意思がこの1年間感じられます。糖尿病対策における取組の中で、平成29年度に本県における糖尿病性腎症重症化予防の取組を進めていくために、三重県医師会と、そして三重県糖尿病対策推進会議、そして三重県保険者協議会、そして県との4者によりまして糖尿病性腎症重症化予防に係る三重県連携協定が平成29年の年末に締結されました。

この協定締結に先立って糖尿病の進展予防と、そして糖尿病管理の徹底を行うための基本的な方策として、三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラムが策定をされました。この協定は、同プログラムに基づく全県的な取組を進めていくために、4者がそれぞれの役割と連携協力をして取り組んでいこうというものであり、私も非常に期待をしております。

そこで、連携協定の締結をはじめ、医療計画や健康づくり基本計画など、

様々な計画や方針に基づいて積極的に取り組んでいただいていることと思いますが、糖尿病対策における知事の意気込みをまずお伺いをいたしたいと思えます。

あわせて、糖尿病対策について具体的にどのような取組を行ってきたのか、医療保健部長にもお伺いをいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 糖尿病対策に対する意気込みということで答弁させていただきます。

人生100年時代を迎える中で、昨年実施した第7回みえ県民意識調査において、その人生100年時代に対して約67%の方が不安であると回答しており、不安の理由について約92%の方が健康の維持と回答しています。また、幸福感を判断する際に重視した事項についても、家族関係、68.4%に次いで健康状況と回答した割合、68.0%が高くなっています。県民の皆さんの健康に対する意識が高まりつつあるということと、幸福感を高めるためには健康であるということが重要と言えます。

その一方で、平成26年患者調査における糖尿病の人口10万人当たりの年齢調整受療率は、全国の106.9に対し、本県が161.2と全国で最も高くなっています。この状況には二つの側面があり、一つは県内に糖尿病の患者が多いということ、もう一つは、全国的には、糖尿病患者の3分の1の人が受診しないと言われている中で、受診勧奨等により、多くの方が受診につながっているということだと考えています。

糖尿病になっても受診せずに、糖尿病性腎症を合併するなど、重症化すると1日4時間から5時間かかる人工透析治療を受けることになり、その医療費は、1人当たり年間約500万円が必要になると言われています。また、糖尿病は脳卒中、虚血性心疾患等の発症を促進することも知られています。

ある調査によりますと、糖尿病に罹患している方と罹患していない方では、その確率に数倍の差があるとも言われています。

糖尿病の重症化は患者の生活の質、いわゆるQOLを著しく低下させると

ともに、医療経済的にも大きな負担になります。

そのような中、私が委員を務めている経済産業省の産業構造審議会においても、高齢化が進む中で、高齢者の方々が健康に不安を感じることなく、元気に働いていただけるよう、予防、健康づくりについて議論がされているところです。

また、昨年7月、全国知事会において、人々の生活の質の向上を図りつつ、社会保障制度の持続可能性を高めるとともに、社会に活力をもたらす健康立国の実現に向けて健康立国宣言が提唱されています。この宣言において県では、地域の実情を踏まえ、工夫を凝らしつつ、生活の質の向上を図りながら社会保障に係る負担の適正化に向けた取組を展開することが求められています。

このことを踏まえ、来年度県では、糖尿病を含む生活習慣病の予防に向けて、県民一人ひとりの主体的な健康づくりの取組を支援する三重とこわか健康マイレージ事業を一層推進していくとともに、三重とこわか県民健康会議（仮称）を新たに設置し、社会全体で健康づくりに取り組む機運を醸成します。

糖尿病対策については昨年度、先ほど議員からも御紹介いただきましたけれども、病気の進展予防と管理を徹底するための基本的な方策として、三重県糖尿病性腎症重症化プログラムを策定しました。さらに、このプログラムに基づき、全県的な取組を進めていくため、三重県医師会、三重県糖尿病対策推進会議、三重県保険者協議会、三重県で糖尿病性腎症重症化予防に係る三重県連携協定を締結し、地域における取組の促進を図っています。

今年度は三重県医師会において、地域における糖尿病性腎症重症化予防担当役員が選任され、各市町の相談体制が整うなど、地域連携体制の構築が進んでいます。

また、糖尿病と歯周病には深い関係性があることから、それらの防止対策として医科歯科連携にも取り組んでいます。

今後も、これらの取組を一層推進していくとともに、健康診査の重要性な

どの普及啓発、保健指導を担う保健師や看護師、管理栄養士等の人材育成にもしっかりと取り組んでまいります。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 私からは、糖尿病対策の取組について御答弁申し上げます。

糖尿病は、発症した初期の段階では自覚症状がほとんどなく、重症化すると、網膜症や腎症、神経障害などの合併症を引き起こすことがあり、日常生活に大きな影響を及ぼすこととなります。そのため、議員からも御紹介いただきましたが、糖尿病の発症予防、早期発見、重症化予防と、それぞれの段階に応じた取組を関係機関と連携しながら進めていくことが必要です。

糖尿病の発症予防のためには、適切な食習慣や適度な運動等が効果的であり、県民の皆さん一人ひとりが健康づくりや生活習慣改善への意識を高めていただくことが重要になります。

このため、三重大学医学部附属病院と連携をいたしまして、みえ糖尿病県民公開講座を開催いたしますとともに、企業や関係団体等と連携をし、県民健康の日のイベントやみえの食フォーラム、医師会主催の健康教育講演会、市町が主催をいたします健康に関するイベント等において、糖尿病に関する正しい知識や生活習慣、健康診査の重要性等の普及啓発を行っております。

また、昨年7月から、知事からもございましたが、三重とこわか健康マイレージ事業を開始をしたところでありまして、企業や市町と連携をいたしまして、県民の皆さんの主体的な健康づくりの取組を支援しているところであります。

早期発見、重症化予防に向けましては、専門的な支援ができる人材を育成するために、県内3カ所で看護師等の医療従事者や地域で保健指導を行う保健師、管理栄養士など223人を対象に研修会を開催いたしました。

また、三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づきまして、かかりつけ医と連携した受診勧奨や保健指導体制の構築を進めております。

今後も、関係機関と連携をし、糖尿病に関する啓発や人材の育成に取り組

みますとともに、糖尿病も含めた生活習慣病の対策に社会全体で取り組めるよう、機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

〔45番 山本 勝議員登壇〕

○45番（山本 勝） どうも御答弁ありがとうございました。細かく御答弁いただきました。

知事からは、特に生活習慣を改善していこうと、こういうことで、ある面ではそういう意識を県全体に広めていこうとか、医師や看護師の育成というんですか、そんなところに当てられていくということ、そしてまた、健康マイレージ事業も一層推進をしていこうということでもあります。あと、三重とこわか県民健康会議（仮称）を設置をすると言われ、本当に精力的に取り組まれておられるということでは評価をしていきたいなと思ってます。

それと、部長の答弁から、今まで取り組んできた総括的な話がございましたが、啓発活動をイベントや講座を開催して、生活習慣病に関する啓発活動を行ってきたとか、それからあと、予防プログラムを進めてきて、これからは三重とこわか健康マイレージ事業のほうへつなげていくようなお話をいろいろいただきましたが、やっぱり早期発見、また早期治療というのがある面では一番肝心なところではなからうかなと、こうやって思うわけでございますけども、1年間いろいろ対応してきて、順調に来ておるような説明であったんですけども、こんなところには少し課題があるなというふうなことがちょっとでもあれば、部長、お伺いしたいと思います。

○医療保健部長（福井敏人） 全国の状況と比較をいたしますと、検診の受診率は全国より高い状況にあります。

ただ、特定保健指導と申しまして、保健師が後で指導を経過的にする事業については、まだまだ低い状況にございますので、こうした点を力を入れて行う必要があると考えております。

〔45番 山本 勝議員登壇〕

○45番（山本 勝） どうもありがとうございます。

保健師の指導ということもございました。とにかく以前聞いたことがあるんですけども、糖尿病の患者の発生率というのはやっぱり三重県が全国で1位だと、こんな話もいただいておりますので、ひとつ、その不名誉なところを少しでもこれから努力をしていながら、いろいろ計画もお聞きをしましたんで、どうぞよろしく御期待をしたいと、このように思います。

それでは、次の項に進ませていただきますが、認知症の対策のところについてお伺いをいたしたいと思います。特にこれも前回質問させていただきましたんですけど、今回は認知症高齢者の見守りというところで少しお伺いをいたしたいと思います。

若年性認知症を発症した患者やその家族に対して支援が年々増加をしております、認知症患者に対しての県の取組もちょっとお伺いしたいと思いますが、高齢化が進む中で認知症患者も年々増加をしております。認知症対策は待ったなしの状況にあります。私自身もある面では危惧をしておる面があるんですけども、そういう思いから認知症についてのもう少し踏み込んだ項目ということで見守りについてお伺いしたいと思いますが、今回は認知症高齢者の見守りについて、認知症高齢者への対応、対策の中で問題となっている認知症の行動、心理症状の一つに徘徊がございます。

認知症の病状が進行すると、記憶障がいか見当識障がいか、いわゆる記憶障がいには新しいことが記憶できずについさっき言ったことを忘れてしまふとか、見当識障がいは、現在の日とか時刻とか自分がどこにいるかというのがわからないような状態、こんな影響が出てくるということで、ある面ではストレスや不安などが重なって絶えず歩き回るような、こんな症状がございますが、家の中の場合には安全対策を行うことによってある程度対応できるんですが、外での場合については、介護者である家族等も対応が難しく、本人にとっても事故や行方不明になるなど、命にかかわるおそれがあります。

認知症患者の行方不明者は、年々増加をいたしております。警察庁が昨年6月に発表した行方不明者の状況では、全国の行方不明者の届出数は、平成

29年は約8万4000人、ここ数年横ばいで推移をしておりますけども、認知症にかかわる行方不明者の届出受理数は年々増加をしておりますして、平成29年は認知症にかかわる人では1万5000人、全体の約18.7%、およそ5人に1人が認知症にかかわる行方不明者となっております。

また、本県における認知症行方不明者の状況は、平成29年は130人とお聞きしております。横ばい傾向であるということでございますけれども、高齢化が進む本県では今後、認知症患者が増えることによりまして、行方不明者も増加をしていくような傾向になると思います。認知症が原因で行方不明となる高齢者について、県内でも未発見者や死亡者が見受けられることから、早期に保護するための取組が必要となっております。

私の地元桑名市でも、桑名市徘徊SOS緊急ネットワーク事業を立ち上げておりまして、この事業は外出したまま家に戻れなくなるなど行方不明となった高齢者を、地域包括支援センターが中心となって警察や協力機関と連携をして情報を共有して早期発見につなげていこうというような運動をやられております。私も先般、桑名市内の三八市の行われる寺町通りのところで、その運動をされている方々といろいろお会いさせていただきました。

声かけ運動とかということで、お尋ねをされて、いろいろされておまして、声かけ運動では、こんにちは、暖かくなりましたねとか、どこへ行かれるんですかと、そんな声をかけて、その人の反応を、その答弁に不自然さがあるとか困ってるような状況とか、こんなところを地域の中で、そういう方たちを探すというんですか、そういう症状を持ってみえる人を、ある面では発見をして、ある面ではそれが日常の徘徊をしておられる方かどうかというようなことを、見守り隊として活動をされておるわけでございますけども、住みなれた地域で安心して生活できるためにも、地域の実情に応じた支援体制を構築する必要があると思います。桑名市ではそのような事例をお話しさせていただきましたが、支援体制の構築に向けて、まずは各市町で取り組んでおられる状況ではございますけども、県として各市町への支援を含めて認知症高齢者の見守りについてどのように取り組んでおられるのか、この辺の

ところを少しお伺いをいたします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 認知症高齢者の見守りの取組について御答弁を申し上げます。

認知症になってもその人らしく、住みなれた地域で暮らしていくためには、地域の方が認知症について理解をし、見守る体制の構築が重要であると考えております。

県内市町では、警察、自治会等の関係者で見守りネットワークを構築して行方不明の情報をネットワーク構成員に提供して早期発見につなげる取組や、GPSを貸与する取組などが行われております。

県としては、市町に対しまして、地域支援事業交付金を通じた取組の支援や、見守りに関する取組事例の情報提供等を行っております。

また、民間事業者と協定を結びまして、高齢者宅を訪問した際の安否確認、認知症サポーターの養成などの連携体制を構築しているところでございます。

さらに、認知症高齢者が行方不明になった際に、市町間で円滑な情報伝達が行われるよう、県でメーリングリストを作成をいたしまして、それぞれの市町が他の市町に一斉に情報提供できる連携体制の整備を進めているところであります。

今後も引き続き、認知症高齢者の方が安心して地域で暮らしていけるよう、見守り等に関する市町の取組を支援してまいります。

〔45番 山本 勝議員登壇〕

○45番（山本 勝） どうもありがとうございました。いろいろ支援をいただいておりますのでございまして、引き続き、また検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、認知症の今お話しをされましたけども、この認知症サポーターについてちょっとお伺ひしたいと思ひます。認知症は本人や家族にとっては大きな負担となっております。認知症になっても患者本人は地域社会を構成する一人でありますし、その人らしく、今言われたように、住みなれた地域で

暮らしていくためにも、認知症の方の思いやニーズを把握して気持ちに寄り添う支援を行うということが大切でございますけども、認知症高齢者やその家族に対する支援の一つとして、認知症サポーターの養成と認知症サポーターの活躍が重要になってくるのではないのでしょうか。

県では、平成31年度までに17万5000人の認知症サポーターを養成する目標を掲げておられますけども、認知症サポーターの養成や活躍についてどのように取り組まれようとしているのか、これもお伺いしたいと思います。

○医療保健部長（福井敏人） 認知症サポーターについてでございますが、認知症を正しく理解していただき、認知症の人やその御家族を温かく見守るための役割を担います認知症サポーターの養成が全国的に進められておりまして、本県におけるサポーターの数も着実に増えております。平成30年12月末現在であります。17万6528人と、先ほど議員のほうから17万5000人と御紹介ございましたが、それを上回る17万6528人という状況にあります。

県では、行政機関や企業等において認知症サポーター養成講座を開催いたしますとともに、サポーターのさらなる活躍を図るために、市町と協働しましてステップアップ講座を開催しております。

また、認知症サポーターの講師を養成いたしますキャラバン・メイト養成研修や、その資質の向上を図りますフォローアップ研修についても、市町と協働して行っているところでございまして、平成31年度には、介護保険サービスまでは必要としない認知症の人に対して、認知症サポーターが外出支援やボランティア訪問などの日常的な困りごとを支援するモデル事業も新たに行おうと考えております。

今後も引き続き、認知症サポーターの養成や活躍の推進に取り組んでまいります。

以上であります。

〔45番 山本 勝議員登壇〕

○45番（山本 勝） どうもありがとうございます。これからはやっぱり認知症サポーターが大変重要になってまいりますので、引き続いて、ひとつ努

力をよろしくお願ひしたいと思います。

時間の関係がございますので、次に移らせていただきたいと思います。

次は、中小企業、小規模企業の事業承継支援の取組についてお伺ひいたします。

県内の中小企業、小規模企業は企業総数の99.8%、従業員総数の88.7%を占めて、その規模にかかわらず地域の雇用や経済、社会を支える重要な存在でございます。

本県経済は引き続き好調である反面、深刻な人手不足が続いており、中小企業、小規模企業を取り巻く環境は、人手不足等で大変厳しい状況にございます。

このような中、中小企業、小規模企業の経営者の高齢化と後継者難による事業承継の問題は、事業承継に必要な期間を考慮すると喫緊の課題となっております。県の試算では現状を放置した場合、廃業の急増によりまして2025年ごろには累計で8.3万人ぐらゐの雇用、そしてまた約3300億円のGDPが損なわれるのではないかと、こんなような想定もされております。

県では、平成29年8月に公益財団法人三重県産業支援センターが事務局となつて、県、金融機関、商工団体、三重県弁護士会等の専門機関により構成される三重県事業承継ネットワークが組織をされまして、平成30年3月に策定された三重県事業承継支援方針に基づきプレ承継、事業承継、ポスト承継の各段階に応じたきめ細かな支援を各支援機関と連携をしながら、2021年までを集中取組期間として総合的に取り組んでいただいております。

昨年7月には三重県事業承継フォーラムを開催して、知事から事業承継問題を地域存続にかかわる重大な危機であると認識をして、地域の総力を挙げて課題解決に当たるとの決意も表明されるとともに、全国レベルにおいても事業承継の場において中小企業の事業承継支援にかかわる緊急宣言を提案していただくとか、いろいろ努力をしていただいておりますが、事業承継の問題について知事の強力なリーダーシップのもと、しっかり取り組んでいただいていることは理解をしております。そこでお伺ひをいたしますが、三重県

における事業承継支援のこの1年間の成果と今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

〔村上 亘 雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、事業承継支援の成果と今後の取組について御答弁を申し上げます。

本県のこれまでの事業承継支援につきましては、議員おっしゃっていただきましたように、平成29年8月に立ち上げました三重県事業承継ネットワークを中心に、三重県事業承継支援方針に基づいて、準備段階におけるプレ承継、課題解決を図る事業承継、承継後の再成長に向けたポスト承継の段階に応じた支援に取り組んでいるところでございます。

まず、プレ承継では、経営者が支援機関の窓口へ相談に来るのを待つのではなく、事業者を訪問し相談を受ける事業承継診断に取り組んでおりまして、現在、目標を大幅に超える、この1月末時点の累計で3694件の診断を実施し、事業承継に取り組むきっかけづくりが進んでいるというふうに思っております。

また、事業承継に係る機運を醸成するため、これも議員おっしゃっていただきました昨年7月に三重県事業承継フォーラムを開催したほか、来月の3月5日には全国事業承継推進会議中部ブロックが県内で開催される予定でございます。実際に事業を引き継いだ後継者の立場からの事例紹介など、事業承継の実行に向けたステップアップを図っているところでございます。

次に、事業承継の段階では、経営向上の取組や三重県事業引継ぎ支援センターによる支援のほか、税制や金融支援などに取り組んでおります。

金融面では、三重県中小企業融資制度に事業承継支援資金を創設いたしまして、事業承継時の資金繰り支援に取り組んでおります。また、後継者不在の事業者に多様なマッチング機会を提供するため、株式会社ビズリーチとの間で、昨年6月に事業承継分野における連携、協力に関する包括協定を締結し、現在、金融機関と連携した取組によって複数の案件が成約に向けて進んでいると聞いております。

そして、ポスト承継の段階では、三重県版経営向上計画や国の助成制度も活用しながら、承継後の後継者による経営革新など、成長、発展の支援に取り組んでおります。

事業承継支援制度、施策の充実を図るため、本県が先頭に立って国へ提言してまいりました税制改正については、個人事業者の事業継続時の贈与税、相続税の負担を大きく軽減する個人版事業承継税制に係る関連法案が今月閣議決定されまして、現在開会中の通常国会に提出をされたところです。

事業承継は、実行に移すまでに時間のかかる課題であることから、三重県事業承継ネットワークを中心に、事業承継診断などで掘り起こした支援ニーズに基づく専門家派遣など、個別の事業者支援の充実に取り組むとともに、機運の醸成や取組の参考となるよう、事業承継の成功事例を収集、発信してまいります。

また、来年度は、後継者を求める県内の事業者と、起業、継業に関心のある移住希望の若者等とのマッチング支援を強化するなど、県内中小企業、小規模企業の円滑な事業承継に向けて引き続き取り組んでまいります。

〔45番 山本 勝議員登壇〕

○45番（山本 勝） どうも御答弁ありがとうございました。

特に商工会連合会からの税制の問題もいろいろ国に御提案いただいて、既に国会で提案されるということで、本当に心強く思ってます。地域を支える中小企業、小規模企業の存続はもとより、先ほどお話しされましたように、企業の成長と若者の県内の活躍ができる場、こんなところも引き続いて、ひとつ事業承継の活動を進めていく中でよろしくお願ひしたいと思います。

少し中小企業、小規模企業とはちょっと離れますけども、個人事業主への対応、これが今現在、少しこう何ですかね、対応がちょっと遅れておるんじゃないかなと思います。特にこの間も私も理容業、床屋さんのいろいろ会合に行かせていただいたときに、この事業承継の話を見せていただいたら、お尋ねをこちらのほうにされたんですけども、対応がいまいちわかりにくかったということでございますので、個人事業主のところについても引き続

き、プレ承継、事業承継、いろいろ載っておるんですけども、なかなか具体的には出ていないというのが現状でございますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思います。

続いて、特殊詐欺対策の問題のほうに行きたいと思いますが、このテーマについては、三重県内の振り込め詐欺等の特殊詐欺の発生状況については、総発生件数が107件で前年度よりも98件ぐらい減少してるということでございますけども、被害総額が約3億8960万円、前年より金額的には8400万円ほど増えておるということでございます。特殊詐欺と一言言っても、最近の傾向としては息子や弁護士、警察官などを装いお金を要求するオレオレ詐欺とか、それからインターネットの有料サイト利用料が未納になっておるんで、そういう請求書を送りつけてくるというような架空請求詐欺とか、最近ではあれですね、元号が変わるということでキャッシュカードが使えないというような、このようなことも含めて、あの手この手でいろいろ詐欺行為が行われてくるわけでございますので、いろんなことが事象としてあるわけでございますけど、現在の警察の特殊詐欺についての取組状況についてお伺いをいたしたいと思います。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） それでは、警察の特殊詐欺対策について基本的な取組について御答弁申し上げます。

県警察において、特殊詐欺被害を防止するためには、まずもって県民がだまされないこと、また、仮にだまされてもお金を渡さないといったことが重要と考えておりまして、大きく三つの取組を柱に各種対策を推進しております。

一つ目の柱は、県民の警戒心、抵抗力を向上させる防犯指導、広報啓発の推進でございまして、特殊詐欺の具体的な事例や傾向を、新聞やテレビ、県警ホームページなどの各種広報媒体を活用いたしまして、タイムリーに発信しておりますほか、関係機関、団体等とも連携をして、街頭キャンペーンや各種会合等の機会を利用した広報啓発を実施しております。

二つ目の柱は、被害に遭わないための環境整備の促進でございまして、犯人の電話を直接受けないようにするために留守番電話の設定を呼びかけておりますほか、着信音が鳴る前に通話を録音する旨のメッセージを流す自動通話録音警告機というものがございまして、これが被害防止に効果的であることから、無償貸与事業等を推進するとともに、その普及促進を図っております。

三つ目の柱といたしましては、金融機関、コンビニエンスストアなどと連携した水際対策の強化でございまして、被害金の出金や送金などを防ぐために、特殊詐欺の発生状況やその手口などを適宜、情報提供してございまして、これらの情報に基づき行員や店員による顧客への積極的な声かけと注意喚起を行っていただいております。

なお、こういった柱を効果的に推進するために、被害の傾向に応じまして、企業などによる主体的な取組についても促進を図っております。

本年1月には、一般社団法人三重県タクシー協会と特殊詐欺の被害防止に関する協定を締結いたしました。このほかにも民間企業、団体と協定等を結んでございまして、その企業等の事業形態、サービスなどに応じた情報発信や注意喚起、あるいはシステムの導入ということで官民一体となった被害防止対策を推進しております。

県警といたしましては、引き続き、こういった3本柱を基本方針に、各種対策を効果的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔45番 山本 勝議員登壇〕

○45番（山本 勝） 3本柱でやっていくということで、ありがとうございます。ました。

先日新聞報道でも、この特殊詐欺の被害額というのが3日ぐらい前のところで約356億円、1日で大体1億円の被害に日本中で遭っていると、このような計算になるわけでございます。この特殊詐欺の対策については、今3本の柱で行かれるということでございまして、ある面では本当に努力をしていただいているなと思いますけれども、引き続き努力をお願いしたいと思

ます。

そんなところで、少しこれから、こんな方法で、ひとつ啓発をやっていくというのもどうかなということ、例えばパトカーのところにですね、特殊詐欺のこういうのについては注意をするとか喚起をするというような、こういうマグネットのプレートというのを少しこの何ですかね、一般的な営業車のところでも、やっていくような方法もどうかなと思ったり、それからあと、とにかくこんだけ出てきて、またこれからも大いにもっともっと増えるんじゃないかと思えますんで、所管を離れて割と奇抜な話になるかもわかりませんが、道路の標示の電光掲示板あたりのところでも、そういうような啓発をやったらどうかなと思えますけど、これは要望にさせていただきますので、どうぞ御検討をいただきたいなど、このように思います。

少し時間が押してきましたんで、地域の問題について質問させていただきます。

地域の課題ということで、まず海岸の高潮対策ということでございますが、今年は知事の提案説明にございましたように伊勢湾台風60周年目でございますが、本当にあの60年前の伊勢湾台風、全国では犠牲者の方が5098名、三重県でも亡くなられた方が1281名、そのうち現在の桑名市、桑名、多度、長島ですね、ここで583名、そして木曾岬町が328名ということで、三重県でこのうちの大半がこの北勢地域で占めておったわけでございますけども、そんな伊勢湾台風から今年で60年目でございます、去年は県内でまたこの台風第24号というのがちょうど伊勢湾台風と同じコースをとるということで大変いろいろ危機感を感じたわけでございます、そういう面からして高潮対策というのが、大変こう、ある面ではこれから検討していかなければいけない課題ではなかろうかと思えますし、桑名市では今、城南地区の海岸堤防、伊勢湾に約800メートル面しとるんですけども、その耐震化を含めていろいろ事業を進めていただいておりますけども、現在のその進捗状況と、そしてあわせて、スーパー伊勢湾台風と呼ばれるような超大型台風の襲来も将来危惧されるわけでございますので、どのような対策や、それから備えを検討されて

おるのか、お伺いしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 城南地区海岸の堤防整備の進捗状況と今後の見込み、そして超大型台風の襲来に備えどのような対策を検討しているのかという御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、城南地区海岸は、背後地に海拔ゼロメートル地帯が広がり、湾岸桑名インターチェンジ等の重要施設や多くの防護人口を抱えていますが、台風接近時の異常潮位による高潮被害や南海トラフ地震発生の際には、地盤の液状化に伴う堤防の沈下による浸水被害が懸念をされています。

このため、平成26年度から、延長790メートル区間におきまして高潮対策や耐震対策を進めているところでございます。

平成29年度までに延長約200メートルの整備が完了しており、今年度は延長約180メートルの整備を進めています。今後も引き続き着実な事業進捗を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、スーパー伊勢湾台風と呼ばれるような超大型台風が襲来した場合、県内でも甚大な高潮被害が想定され、とりわけ、桑名市などの海拔ゼロメートル地帯では浸水が長時間に及ぶなど、より甚大な被害が懸念をされます。

このような海岸堤防の施設能力を超える規模の高潮の発生に備えるためには、住民の確実な避難を促すソフト対策が重要となります。

このため、本県では、想定し得る最大規模の高潮を対象とした、伊勢湾沿岸における高潮浸水想定区域図の策定に本年度から着手しておりまして、来年度中の策定、公表を目指しております。

今後は、策定した浸水想定区域図を市町へ提供することにより、市町における具体的な避難計画のもととなる高潮ハザードマップの作成を支援していきたいと考えてございます。

以上です。

〔45番 山本 勝議員登壇〕

○**45番（山本 勝）** どうもありがとうございました。特に高潮については

マップをつくっていくということでございまして、大いに御期待したいと思います。

ちょっと時間が押していますので、あと河川の堆積土砂撤去対策についてお伺いをいたしますが、本会議で多くの議員の皆さんからも河川の堆積土砂について撤去してほしいというような要望も、そしてまた御質問もたくさんあるわけでございます。私ども桑名の管内においても大山田川、沢北川、員弁川下流とか町屋川とかいろいろあって、堆積土砂が大変ある面では心配をするような傾向にございます。今年度は骨格的予算ということでございますけれども、平成31年度の河川維持管理からして、今の予算では十分地域のこの要望にこたえられるかなということをちょっと心配をしておるんですけども、部長にこの堆積土砂撤去の予算として今後の見通しを含めてお伺いしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 平成31年度の河川堆積土砂撤去に係る予算についてお答えを申し上げます。

平成31年度当初予算は、骨格的予算としていることから、県単維持管理費は、平成30年度当初予算の80%としております。

河川堆積土砂撤去につきましては、地域の皆様から多くの要望もいただいていることから、有利な起債制度である自然災害防止事業債を活用した河川改良事業とあわせて実施するなど予算の確保に努めておるところでございます。

このことによりまして、骨格的予算におきましても平成30年度当初予算と比べまして1.1倍の7億6800万円の予算を計上しておるところでございます。

また、平成30年の台風等の影響により、河川に堆積した土砂につきましては、平成30年度から31年度にかけ、県単災害復旧事業により約28万立方メートルの土砂を撤去する予定としております。

このほか、国への制度要望の結果、本年度より河川管理施設の長寿命化計画に基づき実施をします河川堆積土砂の撤去が、公共施設等適正管理推進事

業債の対象となったことから、この制度を活用できるよう長寿命化計画の策定を進めているところでございます。

このように、有利な起債で事業を実施できるよう努めるとともに、引き続き、異常出水で堆積した土砂は災害復旧事業により、また砂利採取制度も活用して堆積土砂撤去に取り組んでまいりたいと考えてございます。

〔45番 山本 勝議員登壇〕

○45番（山本 勝） どうもありがとうございました。

特に心配しておりました災害で発生した堆積土砂については、国の災害復旧の範疇のところで対応していくということで、どちらにいたしましても、大変、堆積土砂撤去については、地域の協力も得なけりゃいかんということで、特に地元の土砂の捨て場というところもいろいろ問題があるわけでございますので、地元としても協力体制をとっていくような、こういうことがスムーズに進んでいくような形になるのかなと、このように理解をしておりますので、少しまた今後とも努力をしていただきたいなと思っております。

最後に、都市計画道路の桑部播磨線の進捗状況についてお伺いをいたします。

都市計画道路である桑部播磨線は、桑名市中心部からみえ朝日インターチェンジを結ぶ国道1号とともに桑名市の南北軸の幹線道路でございます。県が担当する部分が整備されれば、地域の利便性は非常に高まってまいります。桑部橋南交差点では渋滞が発生をしており、渋滞緩和のために桑部橋のかけかえを含む道路事業が進められております。桑部橋のかけかえは員弁川の川幅を広げる員弁川河川改修事業と連携して進められております。員弁川河川改修事業も必要な事業であり、員弁川流域では昭和49年、平成12年に浸水被害が出ており、平成23年、24年には氾濫危険水位を越えたような状況でございまして、いろいろ地元でも心配をされております。

以上のように、住民の安全・安心を確保する員弁川の河川整備、そして地域の活性化に欠かせない桑部播磨線の整備は重要であります。この事業は、街路事業と、そして道路事業と河川事業の三つの分野に分かれておる事業で

ございますので、それを調整をしていろいろこれから進めていくような事業計画があるようでございますけども、この事業のこれからの進捗状況も含めて、できればこの事業のめどぐらいも、もしわかる状況であればお伺いをさせていただきたいと思います。

以上です。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 桑部播磨線及び員弁川河川改修事業の進捗状況と今後の見込みについてお答えを申し上げます。

桑部播磨線は、桑名市と朝日町との行政界の桑名市桑部から、桑名市西方の県道桑名東員線を結ぶ3.8キロメートルの都市計画道路です。

このうち、桑名市稗田の市道増田西別所1号線から桑名市蓮花寺の国道421号までの1.2キロメートルを街路事業として取り組んでいます。

また、桑名市桑部の桑部橋南交差点から桑名市稗田の市道増田西別所1号線までの0.6キロメートルを県道桑名大安線の道路事業として取り組んでおり、員弁川河川改修事業と連携して進めているところでございます。

街路事業では、平成27年度に用地測量に着手し、平成29年度に都市計画の変更及び事業認可を取得し、平成30年度から交付金事業化をしております。今年度は、道路詳細設計、建物調査及び用地取得を進めています。来年度は、引き続き、用地取得等を進める予定としております。

道路事業では、員弁川の河川改修事業にあわせて、桑部橋のかけかえと、渋滞対策として桑部橋南交差点の改良を行っております。

これまでに、道路事業に必要な用地の94%を取得し、橋梁工事として下部工5基のうち1基が完成しています。

現在、早期の用地取得の完了を目指し、用地交渉を進めております。また、来年度は、道路工事の着手に向け、水路のつけかえ工事に着手する予定としております。

桑部橋付近における二級河川員弁川河川改修事業につきましては、平成19年度に事業着手し、これまでに用地取得を完了しており、桑部橋上流側の築

堤工事を進めてまいりました。

今年度は、桑部橋下流側の築堤と護岸工事に着手しています。

来年度は、引き続き、下流側の工事を進めてまいります。

今後とも、街路事業、道路事業及び河川事業の整備スケジュールを相互に調整するなど、連携しながら整備を進めてまいります。

それと完成の見込みというところでございますが、桑部播磨線の完成時期につきましては、用地取得状況やこれからの予算の状況にもよって変わってきますので、現時点でいつということは言えませんが、早期の完成に向け努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔45番 山本 勝議員登壇〕

○45番（山本 勝） どうもありがとうございました。大きな事業でございますので、なかなか完成年度というの、予算との関係もあってめどが立たないということでした。

地域では大分立ち退きのほうも、一部神社の大きな立ち退きも終わりました、あとは一つぐらいいろいろ残っておるそうでございますが、特に河川事業も大変重要でございます、橋をかけかえるということで、あの部分だけ川幅が約百二、三十メートルのところ。百二、三十メートル、もっとです、ごめんなさい。川幅を約50メートル引き堤という形で今事業をやっているということで、特にこの河川事業の完成年度というのはある面では、橋のかけかえが中心になってくると思いますけど、川幅があの部分だけ50メートルぐらいいろいわけでございますので、その事業を早くやっていただくということが、あの地域の防災、そしてまた川の氾濫というところにまたつながっていく、氾濫というのを解消できるんじゃないかと思っておりますので、そういうことも含めて、できればひとつ早期にこの事業についても進めていただきますように御要望させていただいて、これで終結させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前野和美） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（前野和美） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 分休憩

午後 3 時 2 分開議

開 議

○議長（前田剛志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

○議長（前田剛志） 日程第 2、議案第 1 号及び議案第 2 号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員会から委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。津村 衛予算決算常任委員長。

〔津村 衛予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（津村 衛） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、2月25日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第 1 号平成30年度三重県一般会計補正予算（第 3 号）外 1 件につきましては、去る 2 月 22 日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で、委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（前田剛志） これより採決に入ります。

議案第1号及び議案第2号を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立全員であります。よって本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。明27日は定刻より、本会議を開きます。

散 会

○議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時5分散会